

スペイン

特許規則

7月24日特許法24/2015の施行規則

2017年4月1日施行

目次

第1部 発明特許

第1章 特許出願

第1条 特許出願

第2条 特許出願願書の要件

第3条 明細書の内容

第4条 生物学的物質に係る発明における記載要件

第5条 生物学的物質の公衆の利用条件

第6条 独立の専門家である者

第7条 クレームの内容及び方式

第8条 図面の提出

第9条 発明の要約書

第10条 出願書類の提出に係る一般規則

第11条 禁止された要素

第12条 発明者の指定

第13条 特許出願の優先権

第14条 優先権主張の補正又は訂正

第15条 公式又は公認の博覧会における展示

第2章 付与手続

第1節 手続の認容及び職権による審査

第16条 出願の受領及びスペイン特許商標庁への付託

第17条 出願日を取得するための要件

第18条 出願日の付与及び手続の認容

第19条 先の出願の参照による組込み

第20条 明細書から欠落した部分又は欠落した図面

第21条 瑕疵の一括通知及び是正期間

第22条 国防の利益になる特許

第23条 職権による審査

第24条 瑕疵の通知

第25条 出願の拒絶

第2節 技術水準に関する報告書及び見解書

- 第 26 条 技術水準に関する報告書及び見解書の内容
- 第 27 条 明確性又は一貫性の欠如
- 第 28 条 複数の独立クレームを含む出願
- 第 29 条 発明の単一性の欠如
- 第 30 条 技術水準に関する報告書及び見解書の通知
- 第 31 条 出願及び技術水準に関する報告書の公開
- 第 32 条 出願についての第三者の所見

第 3 節 実体審査及び決定

- 第 33 条 実体審査の請求
- 第 34 条 実体審査及び決定
- 第 35 条 特許の付与

第 3 章 異議申立手続

- 第 36 条 付与に対する異議申立
- 第 37 条 異議申立の提出及び処理
- 第 38 条 特許所有者への異議申立の通知
- 第 39 条 異議申立の審査及び決定
- 第 40 条 司法手続及び異議申立手続の同時発生

第 4 章 取消又は限定手続

- 第 41 条 取消又は限定の請求
- 第 42 条 取消又は限定手続
- 第 43 条 司法手続が係属している場合の限定の請求

第 5 章 その他の手続

第 1 節 分割出願

- 第 44 条 分割請求
- 第 45 条 分割出願の正式化及び処理

第 2 節 種類の変更

- 第 46 条 種類の変更

第 3 節 国防の利益になる特許の秘密処理

- 第 47 条 国防の利益になる特許
- 第 48 条 秘密として宣言された外国出願の優先権を主張する出願
- 第 49 条 秘密として宣言された国内出願の優先権を主張する外国での特許出願
- 第 50 条 スペインにおける発明に係る外国での最初の特許出願
- 第 51 条 秘密制度の対象である特許出願の処理
- 第 52 条 秘密の解除

第 53 条 秘密の対象である特許出願又は特許に係る制度

第 2 部 医薬品の補足的保護証明書又はその延長及び植物衛生製品

第 54 条 申請の提出

第 55 条 申請の方式審査及び公告第 56 条 申請の審査

第 56 条 申請の審査

第 57 条 補足的保護証明書又は延長の付与

第 3 部 実用新案

第 1 章 付与手続

第 58 条 実用新案出願

第 59 条 出願日の割当及び職権による審査

第 60 条 出願の公開

第 61 条 異議申立

第 62 条 異議申立の審査

第 2 章 訴訟の提起

第 63 条 訴訟を提起するための技術水準に関する報告書の請求

第 4 部 手続に関する共通規定

第 1 章 訂正及び過誤の更正

第 64 条 特許出願又は付与された特許の訂正

第 65 条 スペイン特許商標庁に付託された書類における過誤の更正

第 66 条 スペイン特許商標庁により下された決定における過誤の更正

第 67 条 出願の取下

第 2 章 期間に関する措置

第 68 条 期間の制度

第 69 条 期間の延長

第 70 条 権利の回復の請求

第 71 条 申請に関する審査及び決定

第 3 章 特許登録及び公衆への情報

第 72 条 登録情報

第 73 条 その他の登録情報

第 74 条 登録の公開

第 75 条 証明書

第 76 条 手続の公衆による閲覧

第5部 譲渡、ライセンス及びその他の権利の訂正並びに完全ライセンスの供与の登録

第1章 譲渡、ライセンス及びその他の権利の訂正の登録

第77条 譲渡の登録請求の内容

第78条 関係当事者又は代理人の名称又は住所の変更の登録請求の内容

第79条 ライセンスの登録請求の内容

第80条 その他の法的取引の登録請求の内容

第81条 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及びその他の法的取引の登録の取消又は訂正の請求の内容

第82条 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及びその他の法的取引の登録並びにその取消又は訂正のための手続

第2章 完全ライセンスの供与の登録

第83条 完全ライセンスの供与の登録請求

第84条 完全ライセンスの供与の取下

第85条 完全ライセンスの取得の申請

第6部 強制ライセンス

第86条 強制ライセンスの申請

第87条 処理手続

第88条 公衆衛生問題を有する国のための医薬品の製造に係る強制ライセンス

第7部 特許の失効

第1章 特許の実施の不履行又は不十分によるもの

第89条 特許法第108条(1)(d)に基づく実施の不履行又は不十分による失効

第90条 特許法第108条(1)(e)に基づく実施の不履行又は不十分による失効

第91条 終了

第2章 所有者による放棄によるもの

第92条 特許の全部又は一部の放棄

第8部 国際条約の適用

第1章 欧州特許の付与に関する条約の適用

第93条 スペインにおける先の出願の優先権を主張しない欧州特許出願

第94条 公開された欧州特許出願の仮保護のための手続

第95条 欧州特許の永続的保護のための手続

第96条 翻訳文の再検討

第97条 欧州特許庁によるパンフレットの訂正

第98条 欧州特許出願の変更

第2章 特許協力条約(PCT)の適用

- 第99条 受理官庁としてのスペイン特許商標庁
- 第100条 公開された国際出願の仮保護のための手続
- 第101条 国内段階での国際出願の処理

第9部 特許を受ける権利の主張

- 第102条 却下の判決の最終性及び手続の再開
- 第103条 支持の判決の最終性及び権利を有する所有者の選択肢
- 第104条 特許を取得する権利の一部承認

第10部 手数料

- 第105条 特許法第186条(1)に定められた手数料の減額
- 第106条 公立大学に対する手数料の補助

第11部 スペイン特許商標庁に対する代理

- 第107条 発明に関連する代理
- 第108条 発明における代理権の証明
- 第109条 適性試験
- 第110条 専門活動の実践及び工業所有権代理人の特別登録
- 第111条 専門職団体の登録及び工業所有権代理人の特別登録簿
- 第112条 代理人の従業者及び補助職員
- 第113条 欧州連合において役務を提供する自由
- 第114条 代理権の委譲
- 第115条 工業所有権の継続的研修

第1部 発明特許

第1章 特許出願

第1条 特許出願

発明特許を取得するためには、以下の各条の定めに従うことを条件として、2015年7月24日に制定された特許に関する法律第24号(以下「特許法」)第23条以降の各条にいう出願を行わなければならない。

第2条 特許出願願書の要件

(1) 特許を出願する願書は、公式テンプレートを正式とし、スペイン特許商標庁長官に送付し、次に掲げる情報を含まなければならない。

(a) 発明特許が出願されている旨の表示

(b) 出願人の識別情報。複数の出願人がいる場合は、各出願人の識別情報を提示する。出願人が自然人である場合は、その姓名、身分証明書、住所及び国籍により識別するものとし、出願人が法人である場合は、その完全な事業上の名称又は法人に適用される法規定に従って、そのNIF(納税者番号)、住所及び国籍により識別する。

複数の出願人がいる場合は、通知の目的で、出願人の1の宛先又は通信手段を明示する。明示されない場合は、通知は、出願に最初に記載された出願人に送付される。

(c) 特許法第175条(2)の規定を害することなく、出願人は、自己のために行動し、実質的、かつ、有効な住所も登記上の営業所又は商業上の事業所もスペイン国家の領域内に有さない場合は、スペイン特許商標庁により許容された技術的媒体により出願人に通知を送付するスペインにおける通知のための郵便宛先を指定しなければならない。

(d) 発明の名称。これは、空想的言葉を含まず、可能な限り簡潔に、その発明の技術的名称を記載し、クレームに従ったものでなければならない。

(e) 発明者の姓名を記述した発明者の指定。出願人が発明者又は単独発明者でない場合は、発明者のそれぞれについて当該特許に関する権利が如何にして取得されたかを証明する陳述書を提出する。

(f) 出願とともに提出された添付書類の一覧

(g) 出願人又はその代理人の署名

(2) 該当する場合は、願書には、次に掲げる情報を記入しなければならない。

(a) 出願人が代理人を通じて行動している場合は、上記(b)に従った代理人の識別情報を提示する。代理人の特許法第176条にいう工業所有権代理人である場合は、自然人である代理人の姓名又は工業所有権代理人がそれを通じて活動を行う法人の事業上の名称のみを提示し、スペイン特許商標庁により付与された代理人コードを記載する。

(b) 分割特許の出願、種類の変更、欧州特許出願の変更又はPCT出願の国内段階移行の場合は、元の出願の番号及び出願日を提示する。出願人が当該出願を提出する権利を有する旨も記述する。

(c) 出願が特許法第24条(1)(c)及び(2)に従って先にされた出願を参照する場合は、当該先の出願の番号並びに出願日及び当該出願がされた官庁又はその対象とする官庁を提示する。出願人が当該出願をする権利を有する旨も記述する。

(d) 発明者が発明者として記載される自己の権利を放棄した場合は、これを願書に記述し又は発明者が出願人と同一の主体でない場合は、発明者により署名された放棄陳述書を提出する。

(e) 1 又は複数の外国又は国内の優先権が主張される場合は、願書は、その優先権の基礎となる先の出願のそれぞれの番号並びに主張される優先権の国及び日付を含まなければならない。出願人が当該優先権を主張する権利を有する旨も記述する。

(f) 発明が特許法第 7 条 (b) に基づく公式又は公認の博覧会において展示された場合は、願書は、博覧会の名称並びにその場所及び日付を含まなければならない。

(g) 発明が公衆の利用に供されていない生物学的物質又はその使用に言及している場合において、当該生物学的物質を特許出願において説明することができず、かつ、それがこのために適法に承認された機関に寄託されているときは、寄託機関、国、寄託日及び寄託機関により割り当てられた寄託番号を記述しなければならない。

(h) 発明が生物学的物質に言及している場合は、当該物質の地理的原産地又は出所を表示する。ただし、これらの情報が知られている場合に限る。

発明が、2014 年 4 月 16 日に欧州議会及び理事会により発令された欧州連合における遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正、かつ、衡平な配分に関する名古屋議定書による利用者の遵守措置に係る規則 (EU) No. 511/2014 が適用される遺伝資源又は当該資源に関連する伝統的知識に言及している場合は、遺伝資源又は当該資源に関連する伝統的知識が使用されているか否かを記述する。使用されている場合は、該当する場合、2017 年 2 月 24 日に制定された野生の分類群に由来する遺伝資源の取得の機会及び利用規制に係る国王令第 124 号第 14 条 (3) に従った相当な注意の陳述書の提出を証明する登録番号が記録される。

何れの場合においても、この情報は、特許法第 23 条 (2) に定められているように、特許の有効性を害するものではない。

(i) 出願がアミノ酸及び核酸の配列の一覧を含む場合は、この状況を表示する。

(j) 特許法第 186 条に定められた手数料の減額が請求されている場合は、この点を記載しなければならない。

(k) 出願人が公立大学である場合は、この点を記載しなければならない。

第 3 条 明細書の内容

(1) 明細書は、可能な限り明確、かつ、簡潔に記載し、不必要な繰り返しを避け、かつ、クレームに適合する態様で記載する。

(2) 明細書には、次に掲げる情報を提示する。

(a) 発明が関連する技術分野に関する記載

(b) 出願人が知っている優先日前の先行技術の表示。これは、当該発明の理解及び技術水準に関する報告書の作成及び審査に有用となり得るものであり、可能な範囲で、先行技術を反映する文献を引用する。

(c) クレームに特徴付けられている発明の開示。これは、技術的課題及びその解決方法を理解することができる表現により、該当する場合は、先行技術に関連する当該発明の利点を記述する。

(d) もしあれば図面の内容の簡単な説明

(e) 発明を実施する少なくとも 1 の方法についての詳細な説明。これは、必要に応じて、もしあれば図面を参照し実施例を用いて説明することができる。

(f) 発明の説明又は性質から自明でない場合は、その発明が産業に利用できる方法の表示。発明がそれぞれ特許法第 5 条(5)第 3 段落及び第 5 条(6)に定められた遺伝子の完全若しくは部分配列又は核酸配列から構成される場合は、産業上の利用を明確に示さなければならない。

(3) 明細書は、(2)に規定された態様及び順序で提示する。ただし、その発明の性質上、異なる態様又は順序の方が良く理解でき、より簡潔に提示できる場合はこの限りでない。

第 4 条 生物学的物質に係る発明における記載要件

(1) 発明が生物学的物質に言及している場合は、出願人は、明細書において、当該生物学的物質の試料を寄託した認可された機関の名称を記述し、認可された機関による当該生物学的物質の識別キーの番号を提供しなければならない。

(2) 寄託された生物学的物質が承認された寄託当局において入手可能でなくなった場合は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(1977年4月28日にブダペストで作成)に定められた条件と同一の条件に基づいて新たな寄託が行われていること及び新たな寄託の日から 4 月以内に、スペイン特許商標庁が、特許出願又は特許の番号の表示を添付した寄託当局により発行されたこの新たな寄託の受領書の写しの提出を受けていることを条件として、利用可能性は妨げられていないものとみなされる。

(3) この情報の通知は、特許法第 56 条に従って生物学的物質を公衆の利用に供すべきことへの出願人の取消不能の同意を意味する。

第 5 条 生物学的物質の公衆の利用条件

(1) 寄託された生物学的物質の利用は、特許法第 56 条に定められた期間内に、請求された生物学的物質の試料を送付することにより可能となる。ただし、生物学的物質の利用を請求する者が特許の出願人又は所有者に対して、次に掲げることを約束することを条件とする。

(a) 特許の主題である生物学的物質又はそれに由来する培養物を、特許出願が拒絶され又は取り下げられ若しくは取り下げられたものとみなされる前又は特許が失効する前に、第三者に伝達又は引渡ししないこと

(b) 特許の主題である生物学的物質又はそれに由来する培養物を、特許出願が拒絶され又は取り下げられ若しくは取り下げられたものとみなされる日まで又は特許の付与への言及が公告される日までは、実験目的以外に使用しないこと

(2) 何らかの理由により、認可された機関が寄託された生物学的物質の試料を送付することができない場合は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約及びその施行規則(1977年4月28日にブダペストで作成)の規定。

(3) 前各項の規定は、2007年12月13日に制定された自然遺産及び生物多様性に関する法律第 42 号第 71 条、第 72 条、第 74 条、第 80 条及び第 81 条により規制される物質に関係する場合における、2017年2月24日に制定された野生の分類群に由来する遺伝資源の取得の機会及び利用規制に係る国王令第 124 号第 6 条及び第 7 条の適用を害しないものとみなされる。

第6条 独立の専門家である者

(1) 出願人は、スペイン特許商標庁に対し、特許出願の公開のための技術的準備の完了前に、特許法第56条にいう寄託された生物学的物質の利用を、試料を独立の専門家に提供することのみにより行うべき旨の請願を行うことができる。この利用は、次に掲げる期間内に行われる。

(a) 特許の付与への言及の公告前又は該当する場合は、

(b) 出願が拒絶され又は取り下げられた場合若しくは取り下げられたものとみなされた場合は、出願日から20年間

(2) 次に掲げる者は、特許法第56条に定められた目的で、独立の専門家として指名することができる。

(a) 自然人。ただし、請願人が、請願を行う時点で、当該指名に特許出願人の承認が得られていることを証明することを条件とする。

(b) スペイン特許商標庁長官により独立の専門家として承認された自然人

指名には、独立の専門家による陳述書を添付しなければならない。当該陳述書において、同人は、出願人に対して、特許が失効するまで又は出願が拒絶され若しくは取り下げられ若しくは取り下げられたものとみなされた場合は、(1)(b)にいう日までは、特許法第56条の規定を遵守することを約束する。この点に関し、試料を請求する当事者は、第三者とみなさなければならない。特許法第56条(2)の規定が適用される。

(3) (1)にいう請願は、スペイン特許商標庁に提出する。寄託された生物学的物質に言及している特許出願がされたか否か及び請求当事者又は出願人により指名された独立の専門家が当該物質の試料の受領を許可されていることが確認される。

第7条 クレームの内容及び方式

(1) クレームは、保護が請求されている主題を、発明の技術的特徴に関して定義する。適切な場合は、クレームは、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 発明の主題及び技術的特徴であって、クレームされた主題を定義し、先行技術の一部であるものと組み合わせた前文

(b) 「…を特徴とする」という型の表現で始まり、上記(a)にいう特徴と組み合わせて、保護を希望する技術的特徴を記載する特徴部分

(2) 特許法第26条の規定を害することなく、同一の出願は、同一のカテゴリ(製品、方法、装置又は使用)の複数の独立クレームを含むことができる。ただし、出願の主題が次に掲げるものから構成されることを条件とする。

(a) 相互に関連する複数の製品

(b) 製品又は装置の異なる使用

(c) 特定の課題に対する代替的解決方法。ただし、これらの代替方法を同一のクレームに含めることが適切でない場合に限る。

(3) 独立クレームは、発明の本質的特徴を含まなければならない。それに続けて、当該発明の特定の形態に係る1又は複数の従属クレームを記載することができる。

(4) 従属クレーム、換言すれば、他のクレームに含まれるすべての特徴を含むクレームは、好ましくは冒頭に、それらが従属するクレームの引用を含み、その後、保護することを希望する追加の特徴を含まなければならない。1又は複数の従属クレームを引用する従属クレ

ームも認容可能である。単一の先行クレームを引用するすべての従属クレーム及び複数の先行クレームを引用するすべての従属クレームは、可能な範囲で、かつ、可能な限り適切な態様でまとめなければならない。

(5) クレームの数は、保護が請求されている発明の性質を踏まえて、適切、かつ、合理的でなければならない。

(6) クレームは、発明の技術的特徴を定義するために明細書又は図面を参照してはならない。ただし、これが絶対的に必要であると認められる場合はこの限りでない。特に、クレームは、「明細書の…部分に記載されている」又は「図面の図…に示されている」という型の表現を含んではならない。

(7) 特許出願が、参照符号を含む図面を含む場合は、クレームされる技術的特徴に続けて、好ましくは、当該技術的特徴を特定する当該参照符号を付さなければならない。ただし、これがクレームの理解に役立つことを条件とする。当該符号は、括弧内に表示するものとし、クレームを限定するものとはみなされない。

第8条 図面の提出

(1) 図面は、本規則の付属に規定された要件に従って作成しなければならない。

(2) 工程の段階を示す図式及びダイアグラムは、図面とみなされる。

第9条 発明の要約書

(1) 特許法第29条にいう要約書は、150語以内の長さとし、発明の名称を表示し、明細書、クレーム及び該当する場合は、最も特徴的な図面の内容の簡潔な説明を含むものとし、当該図面は、要約書の本文とは別に配置しなければならない。更に、特許出願に記載された化学式のうち、発明を最も良く特徴付ける化学式を表示することができる。要約書は、提起される技術的課題、提供される解決方法及び発明の主たる用途の容易な理解を可能にしなければならない。

(2) 発明の名称及び要約書は何れも、スペイン特許商標庁が、第三者により良い情報を提供するために適切と考える場合は、これを補正することができる。当該修正は、見解書において出願人に通知される。

第10条 出願書類の提出に係る一般規則

出願及び添付書類の提出に係る方式要件は、本規則の付属に定める。

第11条 禁止された要素

特許出願は、次に掲げるものを含むことはできない。

(a) 公共の秩序及び道徳に反する要素

(b) 第三者の製品若しくは方法又は第三者の特許若しくは特許出願の利点若しくは有効性に関して損害を与える記述。技術水準との単なる比較は、そのこと自体は損害を与えるものとはみなされない。

(c) 当該出願に明らかに関係のない又は不必要な事項

第 12 条 発明者の指定

(1) 特許出願に含まれる発明者の指定は、それぞれ本規則第 31 条及び第 35 条(3)にいう特許出願及び付与の公告並びにパンフレットに含まれる。

(2) 発明者が発明者として記載される自己の権利を放棄した場合は、特許出願の公開のための技術的準備の完了前に、本規則第 2 条(2)(d)にいう署名された陳述書を提出しなければならない。

第 13 条 特許出願の優先権

(1) 特許法第 31 条に定められた国内又は外国の優先権を主張する陳述書には、本規則第 2 条(2)(e)にいうように、先の出願日、当該出願がされた国又はその対象とする国及びそれに割り当てられた番号を表示する。優先権主張は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 発明の特許性を判断するために優先権主張が関係すると認められる場合は、スペイン特許商標庁は、出願人に対し、通知から 2 月又は主張された最先の優先日から 16 月の何れか遅く満了する期間内に、本国官庁により発行された先の出願の認証謄本を提出するよう要求することができる。ただし、当該書類がスペイン特許商標庁のファイルに含まれるか又はスペイン特許商標庁により認められたデジタル図書館で利用可能である場合はこの限りでない。先の出願がスペイン語で記載されていない場合は、出願人は、同一の期間内に、当該書類のスペイン語への翻訳文も提出する。認証謄本、該当する場合は、スペイン語への翻訳文が所定の期間内に提出されない場合は、優先権は、有効に主張されなかったものとみなされる。

第 14 条 優先権主張の補正又は訂正

(1) 出願人は、スペイン特許商標庁に提出された特許出願に関して、優先権主張の補正又は訂正を請求することができる。補正又は訂正の請求は、署名をし、次に掲げる期間のうち遅く満了する期間内に提出しなければならない。

(a) 最先の優先日から 16 月又は補正若しくは訂正が最先の優先日の変更を伴う場合は、最先の修正された優先日から 16 月の期間の何れか先に満了する 16 月の期間内

(b) 特許出願の出願日から 4 月の期間内

(2) 出願人が特許法第 37 条(2)に基づいて早期公開を請求した後に、補正又は訂正の請求がスペイン特許商標庁において受領された場合は、補正又は訂正の請求は提出されなかったものとみなされる。ただし、早期公開の請求が特許出願の公開のための技術的準備が完了する前に取り下げられた場合はこの限りでない。

(3) 分割特許の出願、種類の変更、欧州特許出願の変更又は国際 PCT 出願の国内段階移行の場合は、優先権主張の補正又は訂正を請求するための期間は、当該出願の出願日から 4 月又は優先日から 16 月の何れか遅く満了する期間とする。

(4) 前各項に定められた期間は、延長も権利の回復の請求も受けることができない。

(5) スペイン特許商標庁は、優先権主張の訂正又は補正を拒絶する前に、請求当事者に対し、所見を述べるために、「工業所有権公報」における拒絶する意図の公告から 10 日の期間を与える。

第 15 条 公式又は公認の博覧会における展示

(1) 特許法第 7 条 (b) 第 2 段落及び本規則第 2 条 (2) (f) に定められた場合においては、出願人は、当該博覧会における工業所有権の保護を確保する責任を負う当局として指定された者により発行された証明書であって、発明が当該博覧会の期間中に当該博覧会において実際に展示されたことを証明するものを提出しなければならない。この証明書には、博覧会の開始日及び該当する場合は、両日付が一致しないときは当該発明の最初の開示の日も記載しなければならない。証明書には、発明の特定を可能にする書類であって、前記の当局により適正に認証されたものを添付する。

(2) この証明書及び添付書類を提出するための期間は、出願日から 4 月又は本規則第 24 条に定められた期間の終了までの何れか遅く満了する期間とする。

第2章 付与手続

第1節 手続の認容及び職権による審査

第16条 出願の受領及びスペイン特許商標庁への付託

- (1) 特許法第22条の規定に従って出願を受領する権限を有する機関は、登録番号並びに出願の日、時間及び分を、願書及び該当する場合は、添付書類の、何れもこの目的のために意図された箇所に記録する。
- (2) 出願の時点で、権限を有する機関は、出願人に対し、出願の証拠となる受領書を発行し、当該受領書には、登録番号並びに出願の場所、日、時間及び分が記述される。出願に写しが添付されている場合は、受領書は、登録番号並びに出願の場所、日、時間及び分を記述した当該写しの交付から構成される。
- (3) 特許出願が地方自治体の権限を有する機関に提出された場合は、当該機関は、特許法第32条(2)に規定された期間内に、当該出願を、提出されたすべての書類とともに、スペイン特許商標庁に付託する。
- (4) 出願がスペイン特許商標庁により受領されたときは、特許出願番号が割り当てられ、出願人に通知される。

第17条 出願日を取得するための要件

- (1) 特許法第24条及び本規則第18条の規定の適用上、特許出願の出願日を取得するためには、次に掲げる書類を提出することが不可欠である。
 - (a) 特許が出願されている旨の明示又は黙示の表示
 - (b) 出願人を識別し又はこれに連絡することを可能にする表示、及び
 - (c) 特許法又は本規則に定められた方式要件を遵守しない場合であっても、一見して、明細書を構成すると思われる報告書又は参照による組込み、換言すれば、先にされた出願の参照
- (2) 出願日を取得する目的では、前項(a)及び(b)の表示は、スペイン語で提出しなければならない。ただし、明細書は、何れの言語でも記載することができるが、特許出願の出願日から2月以内又は本規則第24条に定められた期間の終了までの何れか遅く満了する期間に、スペイン語への翻訳文を提出する必要がある。
- (3) 出願日を取得する目的では、先に提出された出願の参照は、明細書及び該当する場合は、図面に代わる。この参照を行うためには、出願人は、特許出願をするときに、先の出願の参照による組込みの請求を行わなければならない。当該請求には、次に掲げる事項をスペイン語で記述しなければならない。
 - (a) 先の出願の参照が、明細書及び該当する場合は、図面に代わること
 - (b) 先の出願の番号、出願日及び当該出願がされた官庁又はその対象とする官庁
 - (c) 先の出願が出願人自身、その前権利者又はその受益者によりされたこと
- (4) 特許出願が前項の定めに従って先の出願を参照している場合は、出願人は、出願日から2月以内に、先の出願の認証謄本及び該当する場合は、スペイン語への翻訳文を提出しなければならない。先の出願の認証謄本又はスペイン語への翻訳文は、当該謄本又は翻訳文がスペイン特許商標庁のファイルに含まれるか又はスペイン特許商標庁により認められたデジタル図書館で利用可能である場合は、提出することを要しない。

第 18 条 出願日の付与及び手続の認容

(1) スペイン特許商標庁における特許出願の受領から 10 日以内に、同庁は、特許法第 24 条及び本規則第 17 条の規定に従って、特許出願が出願日を取得するために必要な要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 出願日を取得するために必要な要件を審査したときに、瑕疵が発見された場合は、出願人はその旨を通知され、これを受けて、その通知から 2 月以内に、瑕疵を是正し、主張を申し立てることができ、そうしない場合は、手続を認容されず、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

(3) 瑕疵が適時に補正された場合は、付与される出願日は、すべての要件が遵守された日に係るものとし、これは出願人に通知される。瑕疵が所定の期間内に適正に是正されない場合は、出願は特許出願として認容されず、取り下げられたものとみなされる。取下の決定は、理由を表示して出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

(4) 出願日が付与されたときは、出願及び技術水準に関する報告書の作成に係る手数料が納付されているか否かが審査される。料金の不納又は不十分な納付が認められた場合は、出願人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から 1 月以内に、納付を行うか又は補完するよう通知され、そうしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

取下の決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

第 19 条 先の出願の参照による組込み

(1) 出願人が、特許法第 24 条(1)(c)及び本規則第 17 条(3)の規定に基づいて参照による組込みを請求したが、同第 17 条(4)の規定に従って先の出願の認証謄本を提出しておらず、かつ、この書類をスペイン特許商標庁が自由に利用できない場合は、この状況は出願人に通知され、これを受けて出願人は、その通知から 2 月以内に、当該書類を提出することができ、そうしない場合は、手続を認容されず、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

(2) 瑕疵が適時に補正された場合は、出願日は、第 17 条(1)のすべての要件が遵守された日として維持され、これは出願人に通知される。瑕疵が所定の期間内に適正に是正されない場合は、出願は特許出願として認容されず、取り下げられたものとみなされる。取下の決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

第 20 条 明細書から欠落した部分又は欠落した図面

(1) 特許出願が出願日を取得するために必要な要件を満たしているか否かを審査したときに、スペイン特許商標庁が明細書の一部が不足していると思われること又は明細書が言及する図面が不足していると思われることを確認した場合は、この瑕疵は出願人に通知され、これを受けて出願人は、その通知から 2 月以内に、出願を補完し又は先の出願を参照してその優先権を主張するか否かを陳述することができる。

(2) 出願人が特許出願の出願日から又は前項にいう通知から 2 月以内に出願を補完した場合は、明細書の欠落した部分若しくは欠落した図面が受領された日又は特許法第 24 条及び本規則第 17 条に定められたすべての要件が遵守された日の何れか遅い日が、出願日として付与される。この日は、出願人に通知される。

出願人が、その提出から 1 月以内に、明細書から欠落した部分又は欠落した図面を取り下げ

た場合は、出願日は、特許法第 24 条及び本規則第 17 条に定められたすべての要件が遵守された日として維持される。

(3) 特許出願が先の出願の優先権を主張する場合は、出願人は、明細書から欠落した部分又は欠落した図面を組み込むために、この先の出願を参照する旨を表示することができる。この場合は、明細書から欠落した部分又は欠落した図面はすべて、先の出願に含まれていなければならない。出願人が(2)に規定された期間内に次に掲げるものを提出した場合は、出願日は、特許法第 24 条及び本規則第 17 条に定められたすべての要件が遵守された日として維持される。

(a) 先の出願の内容が参照により当該出願に組み込まれる旨を表示した請願

(b) 先の出願の認証謄本及び該当する場合は、スペイン語への翻訳文。ただし、当該書類を同庁が自由に利用できる場合はこの限りでない。

(c) 明細書から欠落した部分又は欠落した図面が、先の出願又は該当する場合は、翻訳文に含まれる箇所の表示

(4) 出願人が(1)に定められた通知に応答しない場合は、出願日は、特許法第 24 条及び本規則第 17 条に定められたすべての要件が遵守された日とする。ただし、明細書から欠落した部分及び欠落した図面は、考慮に入れられない。

第 21 条 瑕疵の一括通知及び是正期間

本規則第 18 条、第 19 条及び第 20 条に定められた瑕疵は、単一の通知によって一括して出願人に通知し、それらの是正のためにその通知から 2 月の共通期間を与え、そうしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる旨を示すことができる。

第 22 条 国防の利益になる特許

(1) 出願の手続の認容に関しては、スペイン特許商標庁は、発明の主題が国防の利益になり得るか否かを審査する。利益になり得る場合は、特許法第 33 条及び第 34 条に従って、スペイン特許商標庁は、特許出願が手続を認容されたときは、それを国防省の利用に供する。

(2) 国防省が、発明が国防の利益になると考える十分な根拠のある報告書を発行した場合は、本規則第 47 条以降の各条の規定に従って、特許出願の秘密処理が適用される。

第 23 条 職権による審査

(1) 出願日が付与され、かつ、関係する手数料が支払われたときは、スペイン特許商標庁は、出願の公開の目的で、次に掲げる事項を審査する。

(a) 願書が本規則第 2 条の規定を遵守しているか否か

(b) 明細書がスペイン語以外の言語で提出された場合は、出願人が本規則第 17 条(2)にいう関係する翻訳文を提出しているか否か

(c) 出願が、特許法第 23 条(1)(c)の規定に従った 1 若しくは複数のクレーム又は本規則第 17 条(3)に基づく先にされた出願の参照であって、それがクレームに代わる旨の表示を含むか否か

(d) 出願人が特許法第 24 条(1)(c)及び本規則第 17 条(3)の規定に従って参照による組込みを請求した場合は、出願人が本規則第 17 条(4)にいう翻訳文を提出しているか否か

(e) 明細書、クレーム、図面及び要約書が本規則の付属に定められた方式を維持しているか

否か。ただし、一様な公開の目的でその遵守が必要である場合に限る。

(f) 出願が国内若しくは外国の先の出願の優先権又は公式若しくは公認の博覧会における展示に由来する無害の開示を主張する場合は、本規則第 13 条から第 15 条までに定められた要件が遵守されているか否かが審査される。

(g) 分割特許出願、種類の変更、欧州特許出願の変更又は国際 PCT 出願の国内段階移行の場合は、元の特許出願の番号及び出願日に関する記載が行われているか否か

(h) 特許法第 175 条並びに本規則第 107 条及び第 108 条の規定に従って代理に係る要件を遵守しているか否か

(i) 出願の主題が特許法第 4 条(4)及び第 5 条に従って特許性から明確、かつ、全面的に除外されていないか否か

(2) 書類中に方式上の瑕疵が存在する場合でも、技術水準に関する報告書の作成は停止されない。ただし、当該瑕疵が、その実施を妨げ又は調査の結果が使用不能と認められる程度に調査の目的を損なう性質のものでないことを条件とする。

第 24 条 瑕疵の通知

(1) 特許出願が前条にいう瑕疵の何れかを有する場合は、スペイン特許商標庁は、すべての拒絶理由について出願人に通知し、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から 2 月以内に、瑕疵を是正し又は特許出願を防御する適切と考える主張を行うことができる。通知された瑕疵を補正するために必要と認められる限り、出願人は、特許法第 48 条に定められた条件に基づいて、明細書、クレーム及び図面又は生物学的配列を補正することができる。

(2) 瑕疵の通知の応答は、関係する手数料の納付を要する。

第 25 条 出願の拒絶

(1) 本規則第 24 条に定められた瑕疵を是正し又は主張を提出するための期間が経過したときは、スペイン特許商標庁は、瑕疵が適正に是正されているか否か及び関係する手数料が支払われているか否かを審査する。そうでない場合は、出願は拒絶される。適正に正当化されていなければならない当該決定は、出願人に通知され、また、拒絶に係る記載が当該特許出願の特定に必要な情報とともに「工業所有権公報」において公告される。

(2) 瑕疵が第 13 条に定められた優先権又は第 15 条に定められた公式若しくは公認の博覧会における展示に由来する無害の開示(何れも本規則に定められている)に関するものである場合は、出願人は、この権利の喪失について通知される。

第 2 節 技術水準に関する報告書及び見解書

第 26 条 技術水準に関する報告書及び見解書の内容

(1) 技術水準に関する報告書には、報告書を作成する時点でスペイン特許商標庁が自由に利用できる技術水準の要素が記載され、当該要素は、クレームに基づいて、明細書及び該当する場合は、図面又は生物学的配列を適正に考慮に入れて、出願の対象である発明の新規性及び進歩性を評価するときに考慮に入れることができる。

(2) 各記載は、対応するクレームに関して行う。可能な限り、引用されている文献の具体的

な部分を特定する。

(3) 技術水準に関する報告書は、前記の文献に関し、その刊行が優先日前であるもの、優先日と出願日との間にあるもの及び出願日以後の日であるものを区別しなければならない。技術水準に関する報告書は、国際特許分類に従った当該特許出願の分類に言及する。

(4) 技術水準に関する報告書には、当該特許出願の出願日前の口頭による開示、使用又はその他の開示に関する文献が記載され、該当する場合は、その文献の刊行日及び書面ではない開示の日付が明示される。

(5) 技術水準に関する報告書には、特許出願の対象である発明が新規であり、進歩性があり、かつ、産業上利用可能であると思われるか否か並びに出願が特許法及び本規則の条件を満たしているか否かについての予備的、かつ、拘束力のない見解書を添付する。

(6) 特許法第 36 条(5)の規定を害することなく、国際調査報告書がすべての国際出願については作成されていない場合又は国内出願が国際調査が行われていない要素を含む場合は、見解書を添付した技術水準に関する報告書が作成される。

第 27 条 明確性又は一貫性の欠如

(1) スペイン特許商標庁が明細書若しくはクレームにおける明確性若しくは一貫性の欠如又は有意義な調査を行うことを全面的若しくは部分的に妨げる瑕疵を確認した場合は、出願人はその旨を通知され、これを受けて、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から 2 月以内に、適切と認める主張を申し立て、該当する場合は、特許法第 48 条に定められた条件に基づいて、明細書若しくはクレーム及び該当する場合は、図面を補正することにより瑕疵を是正し又は調査の対象を明示することができる。

(2) 当該期間が経過したときは、出願人が応答しない場合又は瑕疵が是正されておらず、かつ、なお明確性若しくは一貫性若しくは調査の対象に関する正確性が欠如している場合は、スペイン特許商標庁は、可能と認められる限り、部分的な調査を行い、これを技術水準に関する報告書及び見解書に記載する。

(3) 明細書又はクレームに関する明確性又は一貫性の欠如が持続しており、それにより有意義な調査を行うことが全面的に妨げられる場合は、スペイン特許商標庁は、技術水準に関する報告書も見解書も作成せず、根拠となる理由を記載して特許出願を拒絶し、その旨を関係当事者に通知する。拒絶の決定への言及は、「工業所有権公報」において公告される。

第 28 条 複数の独立クレームを含む出願

(1) スペイン特許商標庁が提出された態様によるクレームが本規則第 7 条(2)の規定を満たさないと考える場合は、出願人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から 2 月以内に、適切と考える主張を申し立て又は調査を行うための基礎となる新たなクレームの組を提出するよう通知される。

(2) 所定の期間内に、出願人が新たなクレームの組を提出しない場合又は本規則第 7 条(2)の規定を遵守せずに提出した場合は、各カテゴリーの最初のクレームに関して調査が行われる。

第 29 条 発明の単一性の欠如

(1) スペイン特許商標庁は、調査を開始したときに、特許出願が特許法第 26 条に定められ

た発明の単一性要件を満たさないことを確認した場合は、クレームに最初に記載された発明又は発明群に言及している出願の部分に関して、技術水準に関する部分的報告書を発行する。当該部分的報告書は、見解書を添付して、出願人に通知され、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における発明の単一性の欠如に係る瑕疵の公告から2月以内に、発明の単一性の欠如に係る当該拒絶理由に関して必要な主張を行い、出願を分割し又はクレームされた各追加発明について技術水準に関する報告書の請求に係る追加手数料を納付することができる。追加手数料を納付するときは、出願人は、発明の単一性の欠如に関する拒絶理由について主張を申し立てることもできる。

(2) 前項の規定に拘らず、手続の効率性の理由により、主発明に関して調査が行われるのと同時に、1又は複数の追加発明についても調査を行うことができる。ただし、当該調査が追加の労力をほとんど又は全く伴わない場合に限る。

(3) (1)にいう期間内に提出された出願人の主張を審理したときに、スペイン特許商標庁が発明の単一性があると考えに至った場合は、最初に調査されなかった特許出願のクレームについて調査が行われ、出願全体について最終の技術水準に関する報告書及び見解書が発行される。追加手数料が納付されている場合は、それらの手数料は、出願人に返還される。所定の期間内に、出願人が1又は複数の分割出願をした場合は、部分的報告書及び見解書は、元の発明についてそれらが作成された発明又は発明群についての最終のものとみなされる。

(4) 出願人が所定の期間内に追加手数料を納付した場合は、スペイン特許商標庁は、手数料が納付された発明又は発明群に関連する出願の部分について調査を行い、最終の技術水準に関する報告書及び見解書が発行する。

(5) 所定の期間内に、出願人が瑕疵を是正しないか若しくは追加手数料を納付しない場合又は出願を分割しない場合は、スペイン特許商標庁は、見解書を添付した部分的報告書を、それらが作成された発明又は発明群についての最終のものとみなす。手続は、報告書が作成されたクレームについてのみ継続され、これは見解書に記述される。

第30条 技術水準に関する報告書及び見解書の通知

技術水準に関する報告書及び見解書が作成されたときは、スペイン特許商標庁は、その旨を特許出願人に通知する。同時に、前記の書類が特許出願人の利用に供される。

第31条 出願及び技術水準に関する報告書の公開

(1) 特許法第37条(2)の規定を害することなく、出願日から又は主張されている優先日から18月が経過し、かつ、職権による審査を通過したときは、スペイン特許商標庁は、可能な限り速やかに、特許出願が公衆の利用に供された旨の言及を「工業所有権公報」において公告する。

(2) 出願人の請求により、出願は、特許法第37条(1)にいう18月の期間前に公開することができる。ただし、当該出願が職権による審査を通過していることを条件とする。

(3) (1)にいう「工業所有権公報」における記載は、次に掲げる表示を含む。

- (a) 出願番号及び公開番号
- (b) 出願日
- (c) 主張される優先権のすべての情報
- (d) 国際特許分類

- (e) 発明の名称
 - (f) 出願人及び該当する場合は、その代理人の識別
 - (g) 発明者の識別。ただし、当該発明者が発明者として記載されることを放棄した場合はこの限りでない。
 - (h) 要約書
 - (i) 該当する場合は、最も代表的な図面
- (4) 同時に、特許出願のパフレットが公開され、当該パフレットは、(3)に含まれる表示に加えて、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面を含む。当該パフレットには、特許出願が公開された「工業所有権公報」も記載される。生物学的配列は、公衆の利用に供され、これはパフレットに記載される。
- (5) 特許出願の公開時に、技術水準に関する報告書が利用可能である場合は、スペイン特許商標庁は、出願の公開並びに報告書及び見解書の双方を公衆の利用に供することへの言及を「工業所有権公報」において同時に公告する。前項にいう特許出願のパフレットは、技術水準に関する報告書も含む。
- (6) 特許法第 36 条(5)の適用において、技術水準に関する報告書が作成されない場合は、国際調査報告書の公開に関する記載が「工業所有権公報」において公告される。「工業所有権公報」における当該公告から、特許法第 39 条(2)に定められた期間が起算される。該当する場合は、出願の対象について見解書が発行され、当該見解書は、出願人に通知され、公衆の利用に供される。

第 32 条 出願についての第三者の所見

- (1) 「工業所有権公報」において特許出願の公開の通知が行われたときは、何人も、実体審査の完了前の時点までは、出願の対象である発明の特許性について、適正に十分に正当化され、かつ、文書に裏付けられた所見を述べることができる。
- (2) 第三者の所見は、スペイン特許商標庁に提出され、出願の処理を妨げるものではなく、出願人に転送されるものとし、出願人は、適切と考える場合は、主張を行うことができる。

第 3 節 実体審査及び決定

第 33 条 実体審査の請求

- (1) 出願人は、出願時から、技術水準に関する報告書を公衆の利用に供することへの言及の「工業所有権公報」における公告日から 3 月が経過するまでは、実体審査の請求を行うことができる。実体審査の請求は、関係する手数料の納付を要する。
- (2) 出願人は、前項にいう期間の終了までは、技術水準に関する報告書及び見解書並びに該当する場合は、第三者の所見に関して所見を述べ、かつ、特許法第 48 条に定められた条件に基づいて、特許出願を補正することができる。
- (3) 実体審査の請求が行われることなく又は関係する手数料が納付されることなく所定の期間が経過したときは、特許出願は取り下げられたものとみなされる。出願の取下を宣言する決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。
- (4) 特許法第 39 条(2)に従って、審査請求は、手続中何時でも取り消すことができる。この場合は、スペイン特許商標庁は、特許出願を取り下げられたものとみなし、これは「工業所

有権公報」において公告される。この取消は、本規則第 67 条に従って、特許出願の取下と同一の限定の対象となる。審査が開始されている場合は、実体審査手数料は返還されない。

第 34 条 実体審査及び決定

(1) 技術水準に関する報告書が公開され、審査請求が適時に提出されるとともに、関係する手数料が納付され、かつ、該当する場合は、関係する所見及び補正が提出されたときは、審査が開始される。

(2) スペイン特許商標庁は、技術水準に関する報告書及び見解書を、発明が特許法に定められた方式、技術及び特許性の要件を満たしているか否かについての出願人への最初の通知とみなす。ただし、技術水準に関する報告書が作成された日後に公開された又は公衆の利用に供された書類の存在を発見する目的で、補充的調査を行うことができる。

(3) 審査の結果、付与を妨げる要件の不遵守がなかった場合は、出願された特許は、本規則第 35 条の規定に従って付与される。出願人がその特許出願を補正した場合は、当該補正が特許法第 48 条及び本規則第 64 条の要件を満たしていることが確認される。

(4) 出願人が最初の通知に含まれる拒絶理由を回避するために如何なる行為も行っていない場合は、スペイン特許商標庁は、特許を拒絶する。拒絶の決定は、理由を記載して通知しなければならない。拒絶への言及は、「工業所有権公報」において公告される。

(5) その他の場合において、受領された応答に照らして、かつ、提出された主張又は補正にも拘らず、スペイン特許商標庁がなお特許の付与を全面的又は部分的に妨げる理由があると考えるときは、これらは出願人に通知され、「工業所有権公報」における拒絶理由への言及の公告から 2 月以内に、所見を述べ又はその出願を補正する機会が与えられる。出願を補正するときは、出願人は、特許法第 48 条に定められた条件に基づいて、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面又は生物学的配列を補正し、付与されることを希望する態様による特許を記載することができる。

(6) 出願人の応答にも拘らず、出願人がなお特許の付与を妨げた瑕疵を完全に補正することができていない場合において、残存する瑕疵を是正することができ、かつ、出願人がそれらを補正するために明確な努力をしていると考えられるときは、スペイン特許商標庁は、新たな瑕疵の通知を送付して再度拒絶理由の通知をし、出願人に対し、それぞれの場合において、「工業所有権公報」における公告から 2 月以内に、是正する新たな機会を与えることができる。

(7) 前項にいう新たな機会は、適切と認められる場合又は出願人が請求した場合は、1 若しくは複数の書面による手続から構成するか又は単一の口頭審理に集約することができる。特許出願人の欠席の場合は、手続は完了したものとみなされ、処理は継続される。口頭審理において処理された主題に関しては、短い議事録が作成され、合意された本文がそれに添付される。出願人は、「工業所有権公報」における議事録の登録の告示の公告の翌日から 10 就業日以内に、本規則において要求される方式要件を満たして、明細書及びクレームを合意された態様で提出しなければならない。

(8) 前 3 項の手続が完了したときは、スペイン特許商標庁は、出願人により提出された本文を考慮に入れて、特許の付与又は拒絶について最終決定を下す。

(9) 特許出願を拒絶する決定に対する上級当局への審判請求は、特許出願人が申し立てることができる。審判請求を提起するための期間は、「工業所有権公報」における拒絶の公告日

から1月とする。ただし、この期間は、特許法第53条に定められた条件及び前提に基づいて、権利の回復の対象となり得る。

(10) 審判請求手続において、特許所有者は、特許法第48条の規定に従うことを条件として、出願を訂正することができる。

(11) 審判請求の決定は、行政上の選択を終結させる。

第35条 特許の付与

(1) 特許の付与及び手続が公衆の利用に供されている旨の記載は、「工業所有権公報」において公告される。

(2) (1)にいう「工業所有権公報」における記載は、次に掲げる表示を含む。

(a) 出願番号及び公開番号

(b) 出願日

(c) 主張される優先権のすべての情報

(d) 出願公開日及びそれと一致しない場合は、技術水準に関する報告書の公開又は国際調査報告書の公開への言及の日

(e) クレームになされた補正への言及

(f) 国際特許分類

(g) 発明の名称

(h) 所有者及び該当する場合は、その代理人の識別

(i) 発明者の識別。ただし、当該発明者が発明者として記載されることを放棄した場合はこの限りでない。

(j) 付与日

(k) 要約書

(3) 同時に、特許のパフレットが公開され、当該パンフレットは、前項に含まれる記載に加えて、付与が告示された「工業所有権公報」に関する表示を含み、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面を付与された態様で含む。生物学的配列は、公衆の利用に供され、これはパンフレットに記載される。パンフレットには、当該特許は、第三者を害することなく、かつ、その有効性及び特許が関係する対象の有用性に関して何らの国家保証なしに付与された旨が記載される。

第3章 異議申立手続

第36条 付与に対する異議申立

(1) 特許法第43条(1)の規定に従って、何人も、「工業所有権公報」における付与の公告後6月以内に異議申立書を提出することにより、特許の付与に対して異議申立をすることができる。

(2) 適正に正当化された特許法第43条にいう異議申立書は、スペイン特許商標庁に提出しなければならない。当該書類には、対応する主張、それらを裏付けるために援用される事実及び証拠を添付しなければならない。証拠がスペイン語で記載されていない場合は、スペイン語への翻訳文を提出しなければならない。異議申立書の提出は、関係する手数料の納付を要する。

(3) 異議申立書は、次に掲げる情報を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)及び(c)の規定に従った異議申立人の識別情報

(b) 異議申立人が代理人を通じて行動する場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報を提出する。

(c) 異議申立が提起されている特許出願の番号及び所有者の識別

(d) 特許法第43条(1)の規定に従った当該異議申立の基礎となる理由及び申し立てられた異議が特許に影響を及ぼす範囲を明示し、異議申立により影響を受けるクレームを詳細に示した陳述書

(e) 異議申立人又はその代理人の署名

(4) 異議申立は、特許法第43条(1)に定められた6月の期間内に提出されなかった場合は受理されない。

(5) 異議申立書が(1)及び(2)の規定を満たさない場合又は異議申立手数料が納付されていないか若しくは納付が不十分である場合は、認められた不備は異議申立人に通知され、これを受けて異議申立人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から1月の期間内に、不備を是正することができ、そうしない場合は、異議申立は取り下げられたものとみなされる。

(6) 異議申立を認容し、拒絶し又は取り下げられたものとみなす決定は、理由を記載して異議申立人に通知され、決定についての記載は、「工業所有権公報」において公告される。異議申立を認容せず又は異議申立を取り下げられたものとみなす決定は、特許所有者に通知される。

第37条 異議申立の提出及び処理

(1) 特許に対する異議申立は、その所有者が特許を放棄したか又は特許が失効した場合であっても提出することができる。

(2) 異議申立の処理の間に所有者が特許を放棄し又は特許が失効した場合は、異議申立人はその旨を通知され、「工業所有権公報」における異議申立人への通知の公告から1月の期間内に、異議申立手続の継続を書面により請求することができる。

(3) 何れの場合においても、異議申立が手続を認容されたときは、異議申立人が死亡し又は異議申立を取り下げた場合であっても、スペイン特許商標庁はこれを処理することができる。

第 38 条 特許所有者への異議申立の通知

- (1) 異議申立の提出期間が経過したときは、特許所有者は、手続を認容された異議申立について添付書類を利用に供して通知され、これを受けて、「工業所有権公報」における異議申立の通知の公告から 3 月の期間内に、主張を行うことができ、通知された瑕疵を是正するために必要と認められる限り、特許法第 48 条及び本規則第 64 条の条件に基づいて、クレーム、明細書及び図面又は生物学的配列を訂正することができる。
- (2) 特許所有者が異議申立に応答した場合は、スペイン特許商標庁は、特許所有者により提出された主張及び提案された訂正について、複数の異議申立人がいる場合はすべての異議申立人に同時に通知し、それぞれの場合において、「工業所有権公報」における異議申立に対する応答の通知の公告から 2 月の共通期間、異議申立人に反論を認める。

第 39 条 異議申立の審査及び決定

- (1) 異議申立並びに該当する場合は、応答及び反論を審査するために、スペイン特許商標庁の技術的資格を有する専門家 3 名を含む委員会が設置され、そのうち 1 名が議長を務める。同委員会は、決定の性質により要求される場合は、同庁の法律専門家により補完される。可否同数の場合は、議長が決裁権を有する。同委員会の構成員は、経験及び専門の規準に従って、特許・技術情報部長により指定される。
- (2) スペイン特許商標庁は、異議申立理由及び該当する場合は、特許所有者により提出された訂正を含め、全当事者の主張を審査する。同庁は、付与された態様による特許の維持を妨げる異議申立理由がないと考える場合は、その異議申立又は該当する場合は、それらの異議申立を却下する。却下の決定は、理由を記載して所有者及び異議申立人に通知され、訂正提案を拒絶する。当該決定は、「工業所有権公報」において公告され、特許を付与された形で維持することに関する記載を含む。
- (3) スペイン特許商標庁は、特許所有者により提出された訂正を含め、受領した主張に照らして、特許の付与を所有者により提案された訂正された態様で維持できると考える場合は、異議申立を一部又は全部支持し、特許の付与を訂正された態様で維持することを決定する。
- (4) 所有者により提出された主張又は訂正にも拘らず、なお特許の維持を妨げる理由がある場合は、所有者は、新たな主張又は特許法第 48 条及び本規則第 64 条に定められた条件に基づくクレーム、明細書及び該当する場合は、図面若しくは生物学的配列の訂正を提出するために、「工業所有権公報」におけるその記載の公告から 1 月の新たな期間を与えられる。拒絶理由を是正することができ、かつ、所有者がそれらを補正するために明確な努力をしていると認められる場合は、新たな機会を与えられる。最終決定を下す前に、異議申立人に対し、適切と認める最終の主張を提出するために 10 日の期間が与えられる。
- (5) 前項にいう所有者の新たな機会及び異議申立人の最終の主張の処理は、適切と認められる場合又は特許所有者若しくは異議申立人の何れかの請求により、1 若しくは複数の書面による手続から構成するか又は単一の口頭審理に集約することができる。異議申立人の欠席は、審理の開催を妨げない。特許所有者の欠席の場合は、手続は完了したものとみなされ、処理は継続される。口頭審理において処理された事項に関しては、何らかの短い議事録が作成され、所有者により提案された本文がそれに添付される。所有者は、「工業所有権公報」における議事録の登録の告示の公告の翌日から 10 就業日以内に、本規則において要求され

る方式要件を満たして、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面又は生物学的配列を提案される態様で提出しなければならない。

(6) スペイン特許商標庁が異議申立を全部又は一部支持することを最終的に決定した場合は、特許の付与が取り消され又は特許の付与が訂正された態様で維持される。

(7) 特許を取り消す適正に正当化された決定は、理由を記載して所有者及び異議申立人に通知され、取消に関する記載は、「工業所有権公報」において公告される。

(8) 前項にいう「工業所有権公報」における記載は、次に掲げる表示を含む。

(a) 出願番号及び公開番号

(b) 出願日

(c) 主張される優先権のすべての情報

(d) 国際特許分類

(e) 発明の名称

(f) 所有者及び該当する場合は、その代理人の識別

(g) 特許が取り消された旨の特定及び取消の決定日

(9) 特許を訂正された態様で維持することが合意された適正に正当化された決定は、所有者及び異議申立人に通知される。特許が訂正された態様で維持されていること及び公衆の利用に供されていることへの言及もまた、「工業所有権公報」において公告される。

(10) 前項にいう「工業所有権公報」における記載は、次に掲げる表示を含む。

(a) 出願番号及び公開番号

(b) 出願日

(c) 主張される優先権のすべての情報

(d) 出願公開日及びそれと一致しない場合は、技術水準に関する報告書の公開又は国際調査報告書の公開への言及の日

(e) クレームになされた訂正への言及

(f) 国際特許分類

(g) 発明の名称

(h) 所有者及び該当する場合は、その代理人の識別

(i) 発明者の識別。ただし、当該発明者が発明者として記載されることを放棄した場合はこの限りでない。

(j) 特許を訂正された態様で維持することが合意された決定の日

(k) クレームの訂正日

(l) 要約書

(11) 同時に、特許のパフレットが公開され、当該パンフレットは、前項に含まれる表示に加えて、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面を訂正された形で含む。生物学的配列は、公衆の利用に供され、これはパンフレットに記載される。

(12) 特許の付与に対する上級当局への審判請求は、異議申立手続の当事者であった者のみが申し立てることができ、提起された異議申立に関して決定した行為に対して向けられる。これらの目的で、異議申立は、決定及び通知のための期間が経過したときに、この点に関して明示の決定が下されていない場合は、却下とすることができる。審判請求を提起するための期間は、「工業所有権公報」における当該決定の公告日から1月とする。ただし、この期間は、特許法第53条に定められた条件及び前提に基づいて、権利の回復の対象となり得

る。

(13) 審判請求手続において、特許所有者は、特許法第 48 条の規定に従うことを条件として、出願を訂正することができる。

(14) 審判請求の決定は、行政上の選択を終結させる。

第 40 条 司法手続及び異議申立手続の同時発生

(1) 特許登録所において、異議申立が提出されている特許の有効性又は侵害に関する司法手続の処理に関して注記されている場合は、スペイン特許商標庁は、すべての関係する意図及び目的において、異議申立手続の処理について裁判官又は裁判所に通知する。

(2) 異議申立を提出するための期間が経過したときは、如何なる第三者も、異議申立手続への参加を求めることができる。ただし、当該第三者が、本規則第 36 条に定められた方式により異議申立書を提出し、かつ、所有者がその者に対して違反に関する訴訟を提起したこと又は特許所有者により当該特許の推定される侵害を停止するよう求められた後に、特許法第 121 条の規定に従って、否定的訴訟を提起したことを証明することを条件とする。参加の宣言は、関係する訴訟が提起された日から 3 月の期間内に提出する。第三者による参加の請求が認容されたときは、これは異議申立として処理される。

第4章 取消又は限定手続

第41条 取消又は限定の請求

(1) 所有者は、付与された又は先の異議申立若しくは限定手続において限定された態様によるその特許の全部取消又は限定を請求することができる。

(2) 取消又は限定の請求は、関係する料金の納付を伴うものとし、公式テンプレートを使用して書面によりスペイン特許商標庁に提出しなければならない。次に掲げる情報を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った特許所有者の識別情報

(b) 所有者が代理人を指定している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 取消又は限定が請求されている特許の出願番号、公開番号、公開日及び書類の種類コード

(d) 所有者が特許の限定を請求する場合は、特許法第48条及び本規則第64条に定められた条件に基づいて、訂正されたクレームの組及び該当する場合は、明細書、図面又は生物学的配列の訂正を提出する旨の表示

(e) 登録された物権、購入選択権、差押、ライセンス又は法的請求権がある場合は、これらの権利の所有者又は請求人の同意が与えられている旨の表示

(f) 申請人又はその代理人の署名

(3) 所有者は、特許法第43条(1)に定められた異議申立の提出期間の間又は特許の付与に対する異議申立が処理されているか若しくは先に請求された限定が処理されている間は、限定の請求を提出することができない。

(4) 申請には、(2)(d)及び(e)にいう書類を添付しなければならない。

第42条 取消又は限定手続

(1) スペイン特許商標庁は、提出された書類が特許法第105条及び本規則第41条に定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について所有者に通知され、これを受けて所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。

(2) 2月の期間が経過したときは、瑕疵が適正に補正された場合は、スペイン特許商標庁は、当該請求について決定を下す。そうでない場合は、取消又は限定の請求は拒絶される。何れの場合においても、対応する決定は、理由を記載して通知しなければならない。取消、限定又はその拒絶への言及は、「工業所有権公報」において公告される。限定に関する記載は、本規則第39条(8)にいう表示を含む。

同時に、訂正された態様による付与への言及を限定に置き換えた本規則第39条(11)にいう表示を含む特許のパフレットが公開される。

第43条 司法手続が係属している場合の限定の請求

(1) 特許登録簿に含まれる特許の有効性に対する司法手続が係属している場合は、スペイン特許商標庁は、すべての意図及び目的において、限定請求について裁判官又は裁判所に通知

する。許可が拒絶された場合は、特許所有者は、スペイン特許商標庁に対し、限定手数料を返還するよう求めることができる。

(2) 限定が開始したときに、特許の有効性に対する司法手続が通知され、特許登録簿に登録された場合は、スペイン特許商標庁は、関係する目的で、処理されている限定手続の存在について裁判官又は裁判所に通知する。

(3) 限定手続が処理されたときは、スペイン特許商標庁は、当該決定について裁判官又は裁判所に通知し、訂正された態様による特許を提供する。

第5章 その他の手続

第1節 分割出願

第44条 分割請求

(1) 特許法第26条に定められた発明の単一性要件を満たさない出願は、出願人が、スペイン特許商標庁からの請求を条件として、本規則第29条及び第59条において規制される方法に従って分割することができる。

(2) 特許の出願人は、実体審査の完了前は何時でも、自己の発意により、その出願の分割を請求することができる。

実用新案の出願人は、本規則第62条(3)及び(4)にいう決定前は何時でも、自己の発意により、その出願の分割を請求することができる。

(3) 分割出願をするときは、出願人は、分割出願の保護の対象が元の出願の保護の対象の一部を形成する範囲及びそれと本質的に同一でない範囲を証明しなければならない。

第45条 分割出願の正式化及び処理

(1) 特許出願又は実用新案の分割を請求するときは、出願人は、その分割出願を正式化しなければならない。これは、本規則第1部第1章に定められた要件を満たさなければならない。

(2) 元の出願に割り当てられた出願日を出願日として維持する目的で、スペイン特許商標庁は、分割出願の対象が元の出願に含まれるか否かを確認する。

(3) 特許出願の分割が請求された場合は、分割出願の出願から1月の期間内に、出願手数料及び技術水準に関する報告書に係る手数料を支払わなければならない。最初の出願に関して、本規則第29条にいう追加手数料が納付されている場合は、出願人は、分割出願の対象が既に調査の対象となっている限り、分割出願に関して、技術水準に関する報告書の請求に係る手数料を納付する必要はない。この場合は、分割出願の対象について見解書が発行され、当該見解書は、出願人に通知され、公衆の利用に供される。更に、元の出願に関して作成された技術水準に関する報告書の公開の記載が「工業所有権公報」において公告される。

「工業所有権公報」における当該公告から、実体審査を請求するための特許法第39条(2)に定められた期間が起算される。

(4) 技術水準に関する報告書に係る手数料が納付されていないか若しくは全額が納付されていない場合又は本規則第29条にいう追加手数料を納付したにも拘らず、分割出願の対象若しくは対象の一部が調査の対象となっていないことが判明した場合は、出願人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から1月の期間内に、手数料を納付し又は納付を補完する必要性について通知され、これをしない場合は、分割出願を取り下げられたものとみなすことが決定される旨が示される。取下の決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

(5) 特許又は実用新案の元の出願及び分割出願の双方における明細書及び図面は、理論上、当該出願において保護することを希望する要素のみに言及しなければならない。ただし、他の出願において保護が請求されている要素を出願において説明することが必要と認められる場合は、この他の出願を参照しなければならない。

第2節 種類の変更

第46条 種類の変更

(1) 特許の出願人は、実体審査の完了前は何時でも、その特許出願を、他の種類の工業所有権に基づくその発明の対象の保護に係る出願に変更するよう請求することができる。

実用新案の出願人は、本規則第62条(3)及び(4)にいう決定前は何時でも、その実用新案を、他の種類の工業所有権に基づくその発明の対象の保護に係る出願に変更するよう請求することができる。

種類の変更の請求は、関係する手数料の納付を要する。

(2) スペイン特許商標庁は、特許法第35条の職権による審査又は特許法第40条の実体審査又は特許法第142条の職権による審査の結果として、出願の種類の変更を出願人に提案し、それぞれ本規則第24条、第34条(5)及び第59条(3)に定められた期間内に、提案を受諾し又は拒絶するよう出願人に通知することができる。前記の期間内に、出願人が種類の変更を明示的に請求しなかった場合は、提案を拒絶したものとみなされる。提案が拒絶された場合は、手続の処理は、最初に請求された種類で継続される。

(3) 出願人が種類の変更を請求した場合は、スペイン特許商標庁は、当該変更に関して決定し、当該決定について提出する必要がある書類を示して関係当事者に通知し、このために、「工業所有権公報」における種類の変更の通知の公告から2月の期間を有する旨を通知する。手数料の不納又は不十分な納付が発見された場合は、出願人はまた、当該期間内に、納付を行うか又は補完するよう通知される。前記の期間内に新たな書類を提出せず又は手数料の納付を行わない場合は、種類の変更の申請は取り下げられたものとみなされ、対応する新たな種類の申請は取り消され、元の出願の処理は継続されることになる。

(4) 出願人が所定の期間内に示された書類を提出した場合又は手数料の納付を処理した場合は、スペイン特許商標庁は、それを適正に処理し、該当する場合は、元の出願の出願日を維持する。

第3節 国防の利益になる特許の秘密処理

第47条 国防の利益になる特許

(1) すべての特許出願の内容は、出願日から1月が経過するまでは秘密に保たれる。その終了前に、スペイン特許商標庁は、特許法第111条(1)の規定に従って、出願の対象である発明が国防の利益になり得ると考える場合は、4月以下に限りこの期間を延長する。

(2) スペイン特許商標庁は、延長を出願人に通知し、特許出願の写しを国防省に送付し、これを受けて国防省は、特許出願の対象が国防の利益になるか否かについてその見解を表明することができる。

(3) 国防省は、発明が国防の利益になると考える場合は、スペイン特許商標庁に対し、4月の期間が終了する前にその秘密処理を命じるよう求める。特許出願の秘密処理を命じる決定は、出願人に通知され、国防省にもその旨が通知される。

第48条 秘密として宣言された外国出願の優先権を主張する出願

(1) スペイン特許商標庁に提出された特許出願が、北大西洋条約機構(NATO)に属するか又は

スペインが国際防衛協定を締結している国により秘密として宣言された特許出願の優先権を主張した場合は、当該特許出願には、本国により付与されるものと少なくとも同一の水準の秘密が与えられる。

(2) 特許出願がされた防衛関連発明の秘密の保護に関する NATO 協定(1960年9月21日にパリで実施)第3条に従って、出願人が本国が発明に秘密を課すことのみによる損害補償の請求を放棄した場合は、発明の秘密が保護される。出願人が補償の放棄を提出しない場合は、スペイン特許商標庁は、特許出願を拒絶し、送付された書類を出願人に返却する。

第 49 条 秘密として宣言された国内出願の優先権を主張する外国での特許出願

(1) 出願人は、出願日から1月が経過するまでは、スペイン特許商標庁に提出された特許出願の優先権を主張して外国で保護出願をすることができない。ただし、スペイン特許商標庁により明示的に許可された場合はこの限りでない。

(2) スペイン特許商標庁は、この許可を、特許法第111条(1)の規定に基づいて国防省の利用に供された又は秘密制度の対象である特許出願について与えることはできない。ただし、同省がこれを明示的に許可した場合はこの限りでない。

第 50 条 スペインにおける発明に係る外国での最初の特許出願

(1) スペインにおいてなされた発明に係る場合は、関係当事者は、外国で最初の出願として特許出願をすることができない。ただし、スペイン特許商標庁により明示的に許可された場合はこの限りでない。許可の請求は、関係当事者がスペイン特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 発明が国防の利益になるか否かを評価するために、関係当事者は、外国で出願することが意図される態様による特許出願の写しを、明細書、クレーム及び図面並びに該当する場合は、当該書類のスペイン語への翻訳文とともに、秘密として提出しなければならない。

(3) スペイン特許商標庁は、発明が国防の利益にならず、かつ、外国でのその出願がスペインが締約国である国際防衛協定の規定に違反しないと考える場合は、1月以内に、外国で最初の出願をすることを許可する。

(4) ただし、スペイン特許商標庁は、発明が国防の利益になり得ると考える場合は、前項に定められたのと同じ1月の期間内に、外国で最初の出願をすることを許可を拒絶し、これは関係当事者に通知される。この場合は、関係当事者が国防省からの明示の許可を提出した場合に限り、許可が与えられる。

第 51 条 秘密制度の対象である特許出願の処理

(1) 本規則第1部第1章、第2章及び第3章は、公告及び開示に関するものを除き、秘密制度の対象となると宣言された特許出願に適用される。通知は、出願人に対して直接又はその代理人に対して行われる。

(2) 秘密制度に基づいて処理された特許出願に係る手続は、エネルギー・観光・デジタル政策省の機密情報の保護に関する有効な規則に従って、許可された職員のみが閲覧可能な秘密特許登録簿に注記される。

(3) 秘密が解除されたときは、スペイン特許商標庁は、本規則第1部に定められた関係する手続を継続する。秘密特許登録簿に行われた注記の情報は、特許法第79条にいう特許登録

簿に提供される。

特許が付与された後に秘密の解除が行われた場合は、当該付与は、「工業所有権公報」において公告され、本規則第 35 条に定められた関係するパンフレットが発行される。この公告時から、特許法第 43 条に定められた異議申立の提出期間が開始する。

第 52 条 秘密の解除

(1) 北大西洋条約機構 (NATO) に属するか又はスペインが国際防衛協定を締結している国により宣言された秘密制度の対象である特許出願は、スペイン特許商標庁が秘密の解除の通知を受領するまでは、当該制度を維持する。

(2) 秘密制度に基づいて処理されている特許出願及びこの処理形態に基づいて拒絶された特許出願は何れも、国防省が秘密の解除に同意するまでは、この秘密制度を維持する。

(3) 秘密特許であって、秘密制度に基づくその処理の間に付与が生じたものは、付与日から国防省が秘密の解除を告示するまでの更新可能な年数にわたり、この同一の制度に基づいて自動的に維持される。その後、スペイン特許商標庁は、その旨を特許所有者に通知する。

第 53 条 秘密の対象である特許出願又は特許に係る制度

(1) 秘密の対象である特許出願又は特許は、秘密を宣言した当局の明示の許可なしには、取り下げ、放棄し、取り消し又は限定することができない。

(2) 秘密特許は、年金納付の対象とならない。本規則第 52 条に従って秘密が解除されたときは、特許所有者は、「工業所有権公報」における付与の公告時から納付を要する年次納付を行わなければならない。

第2部 医薬品の補充的保護証明書又はその延長及び植物衛生製品

第54条 申請の提出

(1) 補充的保護証明書又はその延長の申請は、公式テンプレートにより提出するものとし、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 申請が医薬品に言及している場合：

(i) 2009年5月6日に欧州議会及び理事会により発令された医薬品のための補充的保護証明書に係る規則(EC)No. 469/2009(以下「規則(EC)No. 469/2009」)第8条の規定

(ii) 製品が、証明書を取得する手続の目的でその所有者により指定された基本特許により保護される旨の情報

(b) 申請が植物衛生製品に言及している場合：

(i) 1996年7月23日に欧州議会及び理事会により発令された植物衛生製品のための補充的保護証明書の作成に係る規則(EC)No. 1610/96(以下「規則(EC)No. 1610/96」)第8条の規定

(ii) 製品が、証明書を取得する手続の目的でその所有者により指定された基本特許により保護される旨の情報

(c) 申請が医薬品の補充的保護証明書の延長に言及している場合：

(i) 規則(EC)No. 469/2009第8条(d)の規定

(ii) 提出された書類の内容についての遵守陳述書であって、それらが関係する欧州連合加盟国を表示したもの

(d) 申請人又はその代理人の署名

(2) 補充的保護証明書又はその延長の申請の提出は、関係する手数料の納付を伴う。

第55条 申請の方式審査及び公告

(1) スペイン特許商標庁は、補充的保護証明書又はその延長の申請に係る手数料が納付されているか否か及び規則(EC)No. 1610/96第9条又は規則(EC)No. 469/2009第9条に定められた公告に必要な情報が収集されているか否かを確認する。何らかの瑕疵が発見された場合は、申請人はその旨を通知され、申請を改善するために、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から10日の期間を与えられ、そうしない場合は、申請は拒絶される旨が示される。

(2) 審査を通過したときは、3月以内に、スペイン特許商標庁は、規則(EC)No. 469/2009第9条及び規則(EC)No. 1610/96第9条に従って、補充的保護証明書又は延長の申請を「工業所有権公報」において公告する。

第56条 申請の審査

(1) 申請が公告されたときは、スペイン特許商標庁は、補充的保護証明書又はその延長の申請及び言及される製品が規則(EC)No. 469/2009及び規則(EC)No. 1610/96に定められた要件を遵守しているか否かを確認する。販売許可が植物衛生製品又は医薬品として欧州連合において最初の許可であるか否かは、職権により確認されない。

(2) 書類中に何らかの不備が発見された場合又は申請若しくはその対象がそれぞれ規則(EC)No. 469/2009若しくは規則(EC)No. 1610/96に定められた条件を満たさない場合は、当該瑕疵は申請人に通知され、これを受けて申請人は、「工業所有権公報」におけるその公告から2月以内に、瑕疵を是正し又は自己の主張を行うことができ、瑕疵を是正しない場合は、

申請は拒絶される旨が示される。

(3) 瑕疵が是正されない場合又は通知に記載された拒絶理由が持続していると認められる場合は、補充的保護証明書の申請又は延長の請求は、理由を記載して拒絶され、当該決定は、「工業所有権公報」において公告される。

第 57 条 補充的保護証明書又は延長の付与

補充的保護証明書又は延長の申請及びそれが言及する製品が連合規則に定められた条件を遵守している場合は、スペイン特許商標庁は、当該証明書又は延長を付与し、規則 (EC)No. 469/2009 第 11 条及び規則 (EC)No. 1610/96 第 11 条の規定に従って、付与する決定を「工業所有権公報」において公告する。

第3部 実用新案

第1章 付与手続

第58条 実用新案出願

(1) 実用新案を取得するためには、出願をしなければならず、当該出願は、本規則に定められているように、特許法第141条(1)にいう書類を含む必要がある。

(2) 出願日を取得する目的では、明細書は、何れの言語でも記載することができるが、実用新案出願の出願日から2月以内又は本規則第59条(3)に定められた期間の終了までの何れか遅く満了する期間に、スペイン語への翻訳文を提出する必要がある。

第59条 出願日の割当及び職権による審査

(1) 出願日を取得するための手続は、本規則第17条から第21条までにおいて規制される。

(2) 実用新案出願の出願日が付与され、かつ、関係する手数料が納付されたときは、スペイン特許商標庁は、特許出願について本規則第23条に規定された要件が、(e)及び(i)に定められた要約書に係る要件を除き、満たされているか否かを審査する。同庁は、その対象が実用新案としての保護を受けるべきであるか否かも確認する。

(3) 職権による審査の結果として、出願が瑕疵を有すること又はその対象が実用新案としてではなく、他の種類の工業所有権により保護を受けるべきであることが確認された場合は、スペイン特許商標庁は、手続が停止されたことを宣言し、出願人に対し、該当する場合は、示された瑕疵を是正し又は関係する主張を行うために2月の期間を与える。通知された瑕疵を補正するために必要と認められる限り、出願人は、特許法第48条に定められた条件に基づいて、明細書、クレーム及び図面を補正し、出願を分割し又は種類の変更を請求することができる。

(4) 瑕疵を是正し又は主張を提出するための期間が経過したときは、スペイン特許商標庁は、瑕疵が適正に是正されているか否か及び関係する手数料が支払われているか否かを審査する。そうでない場合は、同庁は、出願を拒絶する。出願人の主張にも拘らず、出願の対象が実用新案による保護を受けるべきでないと考えられ、かつ、出願人が種類の変更を明示的に請求しなかった場合にも、実用新案出願は拒絶される。

拒絶の決定は、その理由を記載して出願人に通知され、拒絶に係る記載は、当該実用新案出願の特定に必要な情報とともに「工業所有権公報」において公告される。

瑕疵が第13条に定められた優先権又は第15条に定められた公式若しくは公認の博覧会における展示に由来する無害の開示(何れも本規則に定められている)に関するものである場合は、出願人は、この権利の喪失について通知される。

スペイン特許商標庁は、出願人の主張にも拘らず、実用新案出願の対象である発明がなお発明の単一性を欠いているとなお考える場合は、出願を分割し、本規則第45条の規定に従って手続を進めるために1月の期間を与える。

(5) 出願人が種類の変更を請求し、かつ、関係する手数料を納付した場合は、スペイン特許商標庁は、当該変更に関して決定し、当該決定について提出する必要がある書類を示して関係当事者に通知し、このために、「工業所有権公報」における種類の変更を行う決定の公告から2月の期間を与える。新たな書類が示された期間内に提出されない場合は、種類の変更

の申請は取り下げられたものとみなされ、これは適正に通知される。関係する新たな種類の申請もまた取り消される。更に、実用新案出願は、前項の定めに従って拒絶される。取下の決定は、その理由を記載して通知され、「工業所有権公報」において公告される。

出願人が所定の期間内に示された書類を提出した場合は、スペイン特許商標庁は、それを適正に処理し、該当する場合は、元の出願の出願日を維持する。

第 60 条 出願の公開

(1) 職権による審査により付与を妨げる瑕疵が発見されない場合又は当該瑕疵が適正に是正された場合は、スペイン特許商標庁は、手続の継続を支持する決定について関係当事者に通知し、実用新案出願を適正に公衆の利用に供し、「工業所有権公報」において関係する記載を行う。

「工業所有権公報」における記載に含めなければならない表示は、本規則第 31 条(3)にいうものであり、出願された実用新案のクレーム及び該当する場合は、図面の複製も含める。

(2) 同時に、実用新案出願のパンフレットが公開され、当該パンフレットは、要約書に係る記載を除き、本規則第 31 条(4)に示された記載を含む。

第 61 条 異議申立

(1) 十分に正当化された異議申立書は、スペイン特許商標庁に送付し、「工業所有権公報」における出願の公開から 2 月以内に提出しなければならない。異議申立書には、対応する主張を、それらを裏付けるために援用される事実及び証拠を含めて添付しなければならない。証拠がスペイン語で記載されていない場合は、スペイン語への翻訳文を提出しなければならない。異議申立書の提出は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 異議申立書は、次に掲げる情報を含まなければならない。

(a) 本規則第 2 条(1)(b)の規定に従った異議申立人の識別情報

(b) 異議申立人が代理人を指定している場合は、本規則第 2 条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 異議申立が提起されている実用新案出願の番号及び出願人の識別

(d) 特許法第 144 条(1)の規定に従った当該異議申立の基礎となる理由及び申し立てられた異議が実用新案に影響を及ぼす範囲を明示し、異議申立により影響を受けるクレームを詳細に示した陳述書

(3) 異議が適時に申し立てられた場合において、特許法第 144 条(2)に定められた更に 2 月の延長が請求されるときは、主張を完結させること又は追加の証拠書類を提出することが意図される範囲を表示する。

(4) 次に掲げる場合は、異議申立は認容されない。

(a) 異議申立書が(1)に定められた期間内に提出されない場合

(b) 異議申立手数料が納付されていない場合

(c) 異議申立書により異議が申し立てられている出願の明白な特定が可能でない場合、異議申立人の識別情報又は異議申立の基礎となる根拠及び理由が提示されていない場合

(d) 委任状が提出されていない場合

(b)、(c)及び(d)に定められた場合においては、異議申立人は、「工業所有権公報」におけるその公告から 10 日以内に、瑕疵を是正し又は主張を行う機会を与えられ、そうしない場

合は、異議申立は認容されない旨が示される。

異議申立書が本条の規定を満たさない場合は、認められた不備は異議申立人に通知され、これを受けて異議申立人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から1月の期間内に、不備を是正することができ、そうしない場合は、異議申立は取り下げられたものとみなされる。

(5) 異議申立を認容せず又は取り下げられたものとみなす決定は、理由を記載して異議申立人及び実用新案の出願人に通知され、決定についての記載は、「工業所有権公報」において公告される。

(6) スペイン特許商標庁は、認容された異議申立について添付書類とともに実用新案の出願人に通知し、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における異議申立の通知の公告から2月以内に、適切と考える場合は、主張を行い、特許法第48条に定められた条件に基づいて、クレーム、明細書及び図面を補正し又は処理の継続を請求することができる。出願人が適時に応答しない場合は、処理は継続される。

(7) 実用新案出願人が異議申立に応答した場合は、スペイン特許商標庁は、出願人により提出された主張及び提案された補正について、複数の異議申立人がいる場合はすべての異議申立人に同時に通知し、それぞれの場合において、「工業所有権公報」における異議申立に対する応答の通知の公告から10日の共通期間、異議申立人に反論を認める。

(8) 異議申立人は、前項に定められた期間が経過するまでは、異議申立を取り下げることができる。

第62条 異議申立の審査

(1) 異議申立並びに該当する場合は、応答及び反論を審査するために、スペイン特許商標庁の技術的資格を有する専門家3名を含む委員会が設置され、そのうち1名が議長を務める。同委員会は、決定の性質により要求される場合は、法律専門家により補完される。可否同数の場合は、議長が決裁権を有する。

(2) スペイン特許商標庁は、出願人の補正又は主張にも拘らず、なお実用新案の付与を妨げる理由があると考えられる場合は、出願人に対し、瑕疵を是正し又は新たな主張を提出するために、「工業所有権公報」における付与に対する異議申立の公告から1月の期間を与える。瑕疵を補正するために必要と認められる限り、出願人は、特許法第48条及び本規則第64条に定められた条件に基づいて、明細書、クレーム及び該当する場合は、図面を補正することができる。

(3) 最終的に、スペイン特許商標庁は、提出された異議申立の全部若しくは一部を支持し、出願を、該当する場合は、補正された態様で付与し又は特許法第144条(1)に定められた異議申立理由の何れかが生じた場合は、実用新案の出願を全部拒絶する決定を下す。

(4) 異議申立が提出されなかった場合又はすべて拒絶若しくは却下された場合は、スペイン特許商標庁は、実用新案を付与する。

(5) 実用新案出願の拒絶又は付与は、理由を記載して所有者及び異議申立人に通知され、決定に関する記載は、「工業所有権公報」において公告される。

(6) 拒絶の決定の公告は、次に掲げる情報を含む。

(a) 出願番号及び公開番号

(b) 出願日

- (c) 主張される優先権のすべての情報
- (d) 国際特許分類
- (e) 発明の名称
- (f) 出願人及び該当する場合は、その代理人の識別
- (g) 発明者の識別。ただし、当該発明者が発明者として記載されることを放棄した場合はこの限りでない。
- (h) 拒絶日
- (7) 付与の決定の公告には、次に掲げる事項を記載する。
 - (a) 出願番号及び公開番号
 - (b) 出願日
 - (c) 主張される優先権のすべての情報
 - (d) 国際特許分類
 - (e) 発明の名称
 - (f) 出願人及び該当する場合は、その代理人の識別
 - (g) 発明者の識別。ただし、当該発明者が発明者として記載されることを放棄した場合はこの限りでない。
 - (h) 当該出願の公開日
 - (i) 該当する場合は、そのクレームになされた補正を含む。
 - (j) 付与日
 - (k) 実用新案の書類を公衆の利用に供すること
- (8) 実用新案を付与又は拒絶する決定に対しては、「工業所有権公報」における当該決定の公告から1月の期間内に、上級当局に審判請求をすることができる。ただし、この期間は、特許法第53条に定められた条件及び前提に基づいて、権利の回復の対象となり得る。
- (9) 実用新案の付与に対して申し立てられる審判請求は、登録手続の間にスペイン特許商標庁により解決され得る問題のみを対象とすることができる。
- (10) スペイン特許商標庁により職権により審査されていない実用新案の拒絶の理由に基づく審判請求は、当該理由に基づく実用新案の付与に対する異議申立手続の当事者であった者のみが申し立てることができ、提起された異議申立に関して決定した行為に対して提起される。これらの目的で、異議申立は、決定及び通知のための期間が経過したときに、この点に関して明示の決定が下されていない場合は、却下とすることができる。
- (11) 審判請求手続において、特許所有者は、特許法第48条の規定に従うことを条件として、出願を訂正することができる。審判請求の結果として、実用新案が訂正された場合は、この状況は、登録実用新案のクレーム及び該当する場合は、図面の複製を含め、「工業所有権公報」における対応する通知において公告される。
- (12) 審判請求の決定は、行政上の選択を終結させる。

第2章 訴訟の提起

第63条 訴訟を提起するための技術水準に関する報告書の請求

(1) 特許法第148条(3)の規定の適用上、技術水準に関する報告書の請求は、対応する手数料の納付を伴う。スペイン特許商標庁は、手数料が納付されていないこと又は不十分な納付が行われたことを発見した場合は、請願人に対し、適正な支払を行うために10日の期間を与え、そうしない場合は、請願は認容されない旨を通知する。

(2) 報告書の請求が認容されたときは、スペイン特許商標庁は、技術水準に関する報告書を作成し、これに予備的、かつ、拘束力のない見解書を添付し、その旨を請願人に通知する。

(3) 当該請求並びに技術水準に関する報告書及び見解書は何れも、実用新案手続に含まれる。

当該報告書に照らして、実用新案出願人は、主張を提出し、該当する場合は、本規則第4部第1章において許容される手続により、クレームを訂正することができる。

(4) 当該報告書に照らして、所有者は、特許法第105条以降の各条及び本規則第41条以降の各条に定められた条件及び要件に基づいて、実用新案の限定を請求することができる。

第4部 手続に関する共通規定

第1章 訂正及び過誤の更正

第64条 特許出願又は付与された特許の訂正

(1) 出願人又は特許所有者は、特許法及び本規則に定められた手続を処理するときに限り、クレームを訂正することができる。クレームを訂正するときは、出願人又は所有者は、一貫性を維持するために、特許法第48条に定められた条件に基づいて、明細書及び該当する場合は、図面又は生物学的配列を訂正することができる。

(2) 出願人又は所有者は、訂正を行う場合は、先に提出されたクレームを置き換える完全なクレームの組及び該当する場合は、明細書、図面又は生物学的配列を提出しなければならない。

(3) 訂正には、先のクレームと訂正されたクレームとの間の相違を出願人が特定した書類を添付する。更に、訂正の理由及びその範囲を記述しなければならない。

(4) 訂正されたクレームは、単一の一般的発明概念を形成するように最初にクレームされた発明又は発明群に含まれない場合は、調査の対象となっていない主題に言及することはできない。また、訂正されたクレームは、本規則第27条又は第28条に基づく調査の対象となっていない主題に言及することはできない。

(5) 出願人は、特許登録簿において自己の出願に関して登録された権利を有する者の同意を得る必要なく、(1)の規定に従ってクレームを訂正することができる。

(6) 発明者の指定は、特許出願において指定された他の発明者及び出願人又は特許所有者の同意なしには訂正することができない。

第65条 スペイン特許商標庁に付託された書類における過誤の更正

(1) スペイン特許商標庁に送付された書類に含まれる表現又は翻字の瑕疵及び過誤は、出願人又は所有者の請求により更正することができる。

(2) 前項の規定の適用上、更正の請求の目的が明細書、クレーム、図面又は生物学的配列である場合は、当該更正は、更正された本文を除き、他の如何なる本文も出願人により提案され得ないように明白でなければならない。この場合、スペイン特許商標庁は、明細書、クレーム、図面又は生物学的配列及び該当する場合は、出願人により提出された補正又は訂正の内容のみを考慮に入れる。

(3) 出願のその他の書類中に過誤がある場合は、スペイン特許商標庁は、実際の出願並びに更正の請求前に手続に含まれたその他の書類及び該当する場合は、出願人により提出された補正又は補正された書類の内容を考慮に入れる。

第66条 スペイン特許商標庁により下された決定における過誤の更正

2015年10月1日に制定された行政の共通行政手続に関する法律第39号第109条(2)の規定に従って、当事者の請求により又は自己の発意により、スペイン特許商標庁は、何時でも、その決定又は通知中に存在する実質的な、事実上の又は計算上の過誤を更正することができる。ただし、当該更正が行為の意味に影響を及ぼし又はそれを変更するものでないことを条件とする。

第 67 条 出願の取下

(1) 出願人は、特許が付与される前は何時でも、特許出願を取り下げることができる。取下請求は、スペイン特許商標庁に提出しなければならず、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 特許出願の取下が請求されている旨の表示
- (b) 本規則第 2 条(1) (b)の規定に従った出願人の識別情報
- (c) 代理人が指定されている場合は、本規則第 2 条(2) (a)の規定に従った代理人の識別情報
- (d) 取下が請求されている特許の出願番号
- (e) 特許出願の所有者又はその代理人の署名

(2) 特許法第 11 条(3)及び第 52 条(2)に従って、取下の受諾のために、特許出願に関して登録された何らかの権利の所有者の同意が陳述されることが必要と認められる場合は、当該権利の所有者又はその代理人により署名された当該取下を受諾する宣言書を当該請求に添付しなければならない。

(3) スペイン特許商標庁は、取下申請が特許法及び本規則に定められた要件及び条件を満たしているか否かを審査する。不備がある場合は、処理は停止され、当該不備は関係当事者に通知され、関係当事者は、「工業所有権公報」における停止の公告から 2 月以内に、当該通知に応答する。所定の期間内に、示された瑕疵が是正されない場合は、取下請求は拒絶される。

(4) スペイン特許商標庁は、取下を承認又は拒絶する決定について理由を記載して出願人に通知し、決定の通知を「工業所有権公報」において公告する。

第2章 期間に関する措置

第68条 期間の制度

- (1) 特許法及び本規則に定められた期間を計算するためには、2015年10月1日に制定された行政の共通行政手続に関する法律第39号第2部第2章の規定を遵守する。上記に拘らず、付与の公告後に納付を要する年金を納付するためには、計算は、暦月単位で行われる。
- (2) 書類中に瑕疵が存在する場合は、その存在が申請人に通知されることを条件として、当該瑕疵が是正されるまで又はこのための期間が満了するまでの何れか先に満了する期間、対応する処理の停止によって、手続が妨げられる。
- (3) 特許法及び本規則に定められたすべての手続の決定及び通知又は公告に関する最長期間は、特許法第2追加規定の規定の適用において採用される最長期間に関する省令に定められたものとする。
- (4) 特許法及び本規則の適用において、スペイン特許商標庁で処理される手続に係る申請に関して決定を下すための最長期間が、明示の決定が通知されることなく満了した場合は、関係当事者は、適用される行政又は行政訴訟審判請求の申立を可能にする目的に限り、申請を却下されたものとみなす権利を有する。如何なる事情の下でも、推定された却下は、明示の決定を下す義務を排除するものではなく、この決定は、その沈黙にとらわれることなく下される。

第69条 期間の延長

- (1) (3)の規定を除き、スペイン特許商標庁は、特許法及び本規則に定められた期間を2月延長することができる。
- (2) 期間の延長は、延長が請求されている期間が経過する前に、書面により請求しなければならない。スペイン特許商標庁は、当該期間内に、この点に関して決定を下さなければならない。
- (3) 利害関係を有する第三者に係る期間及び特に次に掲げる期間は、延長することができない。
 - (a) 既に延長された期間の延長
 - (b) 延長を請求するため又は権利の回復を請求するための期間
 - (c) 年次納付を行うための期間
 - (d) 優先権を主張するための期間及び優先権の補正、訂正又は回復のための期間
 - (e) 異議申立の提出及び行政審判請求の申立のための期間
 - (f) 対抗手続の一部としてスペイン特許商標庁からの通知に応答するための期間
- (4) スペイン特許商標庁は、延長の申請が認容可能であるか否かを審査し、理由を表示して承認又は拒絶する決定を下す。当該決定は、出願人に通知され、同庁は、決定の通知を「工業所有権公報」において公告する。

第70条 権利の回復の請求

- (1) 権利の回復の請求は、対応する手数料を納付してスペイン特許商標庁に提出するものとし、次に掲げる情報を含む。
 - (a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った回復が請求されている権利の出願人又は所有者の識

別情報

- (b) 本規則第 2 条 (2) (a) の規定に従った代理人の識別情報
 - (c) 遵守されなかった期間又は手続
 - (d) 該当する場合は、決定並びに権利の消滅及びその公告又は通知の日
 - (e) 障害が停止した日
 - (f) 違反の理由、請求を裏付ける正当化根拠、証拠及び主張
 - (g) 関係当事者又はその代理人の署名
- (2) 権利の回復の請求とともに、履行されなかった手続を遵守し、あわせて、当該手続において適時に履行されなかった行為又は提出されなかった申請、書面若しくは書類であって、その欠落が権利の喪失をもたらしたものを正式化しなければならない。

第 71 条 申請に関する審査及び決定

- (1) 権利の回復の請求が特許法第 53 条 (2) に規定された期間内に提出されたか否か並びに遵守されなかった期間が特許法第 53 条 (1) 及び (5) 及び本規則第 14 条 (4) に基づいて回復の対象となるか否かが審査される。そうでない場合は、権利の回復の請求を認容しないことが決定される。
- (2) 手続を認容されたときは、スペイン特許商標庁は、権利の回復の請求が前条及び特許法第 53 条に定められた要件を満たしているか否か並びに履行されなかった行為又は手続のすべての方式が回復の請求を提出するときに適正に遵守されているか否かを審査する。
- (3) 提出された書類中に何らかの不備又は瑕疵が認められた場合は、それらは申請人に通知され、これを受けて申請人は、10 日の期間内に、不備若しくは瑕疵を是正し又は自己の主張を提出することができる。不備又は瑕疵が適時に補正されない場合は、回復の請求は取り下げられたものとみなされる。
- (4) 提出された書類中に不備若しくは瑕疵が認められない場合又はこれらが是正された場合は、当該事件の事情において相当な注意が証明されているか否かが審査される。
- (5) 当該審査が行われたときは、権利の回復の請求を支持又は却下することが決定される。後者の場合においては、権利の回復を却下する前に、請願人は、自己の所見を述べるために 10 日の追加期間を与えられる。
- (6) 権利の回復への言及は、「工業所有権公報」において公告される。

第3章 特許登録及び公衆への情報

第72条 登録情報

(1) 特許法第79条にいう特許登録簿は、電子データベースの形をとるものとし、公衆による閲覧に供される。特許出願及び付与された特許の双方に関して、次に掲げる記載が特許登録簿に記載される。

- (a) 出願番号
- (b) 出願日
- (c) 発明の名称
- (d) 割り当てられた分類記号
- (e) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った特許の出願人又は所有者の識別情報
- (f) 特許の出願人又は所有者により指定された発明者の名称。ただし、当該発明者が発明者として指定されることを放棄していないことを条件とする。
- (g) 受任者又は代理人の識別情報。ただし、出願人の従業者である場合はこの限りでなく、この場合は、出願人の会社におけるその者を識別する地位を表示すれば足りる。複数の代理人がいる場合は、最初に言及された代理人を登録し、それに続けて「その他」という語を記載すれば足りる。

(i) 優先権主張に係る表示(先の出願の日付、状態及び番号)

博覧会優先権に係る表示(博覧会の日付、状態及び番号)

(j) 特許出願の分割の場合は、当該分割出願の番号

(k) 該当する場合は、分割出願である旨の表示並びにそれが由来する出願又は登録の出願日及び番号

(l) 出願公開日及びそれと一致しない場合は、技術水準に関する報告書の公開又は国際調査報告書の公開への言及の日

(m) 欧州特許出願の変更による特許である旨の表示及びこの出願に係る情報

(n) 国際PCT出願の国内段階移行である旨の表示及びこの出願に係る情報

(o) 第三者の所見の提出日

(p) 特許出願又は特許が取り下げられ、付与され、訂正された態様で維持され、拒絶され、取り下げられ若しくは取り下げられたものとみなされ、限定され又は取り消された決定及び当該決定に関する記載の公告の日

(q) 提出された異議申立並びに行政上及び司法上の上訴の申立及び決定に係る情報

(r) 特許の限定又は取消に係る情報

(s) 権利の回復に関する請求及び決定に係る情報

(t) 仲裁協定の締結、与えられた裁定並びに該当する場合は、当該裁定に対して申し立てられた上訴及びこの点に関して下された決定に係る情報

(u) 特許の失効の決定日、理由及び効力の発生日

(v) 行われた納付

(2) 前各項にいう記載事項に加え、次に掲げる事項が、常に登録日を表示して、特許登録簿に注記される。

(a) 出願人若しくは特許所有者の名称、住所若しくは国籍又は同人がその住所、登記上の営業所若しくは事業所を有する国の変更

- (b) 代理人の名称又は事業上の住所の変更。ただし、2002年7月12日に制定された国王令第687号により承認された2001年12月7日に制定された商標に関する法律第17号を施行するための規則第56条(3)にいう代理人に係る場合を除く。
- (c) 新たな代理人が指定された場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
- (d) 出願又は特許の譲渡の請求及び所有権の変更の登録が拒絶又は承認された日
- (e) 物権の設定、訂正又は譲渡及びその登録が拒絶又は承認された日。動産譲渡抵当権の場合においては、動産登録簿へのその登録日が注記される。
- (f) 強制執行措置及び破産手続
- (g) ライセンスの登録、訂正又は譲渡の申請及びその登録が拒絶又は承認された日
- (h) 完全ライセンスの供与及び完全ライセンスの申請
- (i) 特許への強制ライセンス制度の適用並びに強制ライセンスの申請及びそれが拒絶又は承認された日
- (j) (e)から(i)までにいう登録の取消の請求及びその取消が登録された日
- (k) 予防注記、訴訟の提起、請求及び無効訴訟(直接又は反訴による)を行うための訴訟の提起、特許の有効性に関する手続の一部としての主たる又は従たる性質を有する特許の限定の申請、その他の予防的措置、当該手続を終結させる判決及びその他の裁判所の最終決定並びに特許法又はその他の適用法に定められたその他の事項
- (1) 司法上正式化又は承認された斡旋協定に由来する登録の注記
- (3) 特許登録簿には、本章にいう方法と類似の方法で、実用新案出願及び付与された実用新案に係るあらゆる情報も含まれる。
- (4) 更に、本章にいう方法と類似の方法で、補充的保護証明書の申請及び付与された補充的保護証明書並びにその延長に係るあらゆる情報が登録される。

第73条 その他の登録情報

- (1) 特許出願又は特許に係る裁判所の決定は、権限を有する裁判官若しくは裁判所の通知又は利害関係人からの請求を条件として登録される。
- (2) スペイン特許商標庁長官による適正に正当化された決定によって、前条に定められていないその他の記載の特許登録簿への登録を可能とすることができる。

第74条 登録の公開

特許登録は公開される。公開は、データベースの閲覧、コンピューターの一覧の取得又は権限を有する職員により発行された証明書によって有効となる。スペイン特許商標庁は、データベースを電子通信ネットワーク上で公衆の利用に供することにより、データベースの公衆による閲覧を無料で提供する。

第75条 証明書

- (1) 証明書は、登録の記載事項の内容を信頼性をもって証明する唯一の手段とする。
- (2) 証明書は、関係当事者が、処理する必要がある特定の事項を記載した申請をスペイン特許商標庁に提出することにより請求することができる。登録の記載事項又は特許、補充的保護証明書若しくはその延長若しくは実用新案に係る手続に関する状態について一般証明書が

請求された場合は、当該証明書は、データベースからの対応するコンピューターの記述であって、権限を有する職員により認証されたものから構成することができる。証明書の申請は、関係する手数料の納付を要する。

第 76 条 手続の公衆による閲覧

(1) 特許法第 55 条及び第 5 追加規定にいう手続の公衆による閲覧は、原本又はその写しにより行われる。手続が電子記憶媒体に保管されている場合は、公衆による閲覧は、これらの電子媒体により行われる。スペイン特許商標庁は、閲覧を完了する態様を決定する。公衆による閲覧の申請は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 特許法第 55 条(2)にいう閲覧の目的で、関係当事者は、本条に定められたものに加えて、閲覧が請求されている手続を請求する当事者が当該手続に由来する権利をその者に対して行使することを希望したことの証拠書類を提出しなければならない。スペイン特許商標庁は、関係当事者により提出された証拠が十分であると認める場合は、本項にいう閲覧を認容する。

(3) 次に掲げるものは、公衆による閲覧からも除外される。

(a) 合意及び報告書の原案並びに合意及び報告書の準備のための書類であって、当事者に通知されていないもの

(b) 同等の重要性を有する行政機関間の通信

(c) 発明者の指定に関する書類。ただし、当該発明者がその特許に記載される自己の個人的権利を放棄した場合に限る。

(d) 特許法第 5 追加規定(5)に定められているように、手続の部分又は書類であって、閲覧の請求前に関係当事者が秘密保全を請求したもの

(4) 請求を条件として、公衆による閲覧は、手続の書類の写しを発行することにより行われる。当該写しを取得するためには、対応する手数料を納付しなければならない。

(5) 特許法第 27 条に従って寄託された生物学的物質の利用は、特許法第 56 条並びに本規則第 5 条及び第 6 条に定められた条件及び方式に基づいて行われる。

第5部 譲渡、ライセンス及びその他の権利の訂正並びに完全ライセンスの供与の登録

第1章 譲渡、ライセンス及びその他の権利の訂正の登録

第77条 譲渡の登録請求の内容

(1) 特許又はその出願の譲渡の登録請求は、公式テンプレートによる請求書によって提出しなければならない。登録請求の提出は、対応する手数料の納付を条件とし、当該請求は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った移転しようとする権利の出願人又は所有者の識別情報

(b) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った新たな出願人又は所有者の識別情報

(c) 登録を請求する当事者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(d) 譲渡の証拠となる書類又は記録の表示

(e) 移転しようとする特許の出願番号

(f) 申請人又はその代理人の署名

(2) 所有権の変更が契約に由来する場合は、登録請求は、次に掲げる書類の何れかを添付して提出しなければならない。

(a) 契約書の宣誓謄本又はその非認証謄本であって、公証人若しくはその他の権限を有する公的当局の面前で行われた署名の認証を有するもの

(b) 契約書の抄本であって、公証人認証を受けた写し又はその他の権限を有する公的当局によって、当該抄本が契約書の原本と一致する旨が記述されたもの

(c) 公式テンプレートから構成される所有者及び新たな所有者の双方により署名された移転の証明書又は書類

(3) 法的命令、行政決定又は司法決定による法人の合併、再編又は分割により所有権の変更が生じた場合は、登録請求には、書類を発行する公的当局により発行された認証謄本又は変更を証明する書類の写しであって、公証人若しくは他の権限を有する公的当局により宣誓若しくは認証されたものを添付しなければならない。ただし、差押、破産及びその他の司法的措置の登録については、それらを命じた裁判官若しくは裁判所により又は権限を有する行政機関によりこのために発令された適時の命令。本項に定められた譲渡の登録請求には、該当する場合は、(1)の規定が適用される。

(4) 譲渡の登録請求は、複数の特許及び特許出願を含むことができる。ただし、関係する特許又は出願のそれぞれについて現在の登録所有者及び新たな所有者が同一であり、そのそれぞれについて対応する手数料を納付することを条件とする。

第78条 関係当事者又は代理人の名称又は住所の変更の登録請求の内容

(1) 出願人又は特許所有者に変更がないが、その名称又は住所に変更がある場合は、当該変更は、関係当事者の請求により、特許登録簿に登録される。

(2) 名称又は住所の変更の登録請求は、該当する場合は、対応する手数料の納付を条件とし、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 関係する出願又は特許の番号

- (b) 特許登録簿に記述された特許の出願人又は所有者の識別情報
 - (c) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った、変更が行われた後に特許登録簿に登録する必要がある態様による出願人又は特許所有者の新たな名称又は住所の表示
 - (d) 代理人が指定されている場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
 - (e) 関係当事者又はその代理人の署名
- (3) 関係当事者に係るすべての出願又は特許は、単一の名称又は住所の変更請求にまとめることができる。この場合、関係するすべての出願又は特許の番号を表示し、そのそれぞれについて対応する手数料を納付しなければならない。
- (4) スペイン特許商標庁は、請求された名称又は住所の変更の真実性について合理的な疑いを有する場合は、関係当事者に対し、当該変更の証拠書類を提出するよう求めることができる。
- (5) 前各項は、代理人の名称及び住所の変更に適用され、また、権利の出願人若しくは所有者の国籍又は同人がその住所、登記上の営業所若しくは事業所を有する国の変更にも、その特定の性質に従って適用される。

第79条 ライセンスの登録請求の内容

- (1) 特許又はその出願に係るライセンスの登録請求は、公式テンプレートによる請求書によって提出しなければならない。
- (2) 当該請求は、対応する手数料の納付を条件とし、本規則第77条(1)に含まれる記載を含み、ライセンス許諾契約並びにライセンスの付与者及び所有者に言及する同条(2)及び(3)において想定されている書類の何れかを添付して提出しなければならない。
- (3) ライセンスの証拠書類が本規則第77条(2)(c)に定められたものの何れかである場合は、当該書類は、公式テンプレートから構成される。
- (4) ライセンスの登録請求においては、ライセンスが排他的であるか否か及びその存続期間、実施方式、地域的範囲又は用途に関する契約に対する限定を表示する。ライセンシーがライセンスを譲渡し又はサブライセンスを付与することができるか否かも表示する。登録請求が前記の点の何れかを表示していない場合は、ライセンスは、特許法第83条に定められた法的前提に従って登録される。
- (5) ライセンスの登録請求は、複数の出願又は特許を含むことができる。ただし、関係する出願又は特許のそれぞれについて現在のライセンサー及びライセンシーが同一であり、そのそれぞれについて対応する手数料を納付することを条件とする。

第80条 その他の法的取引の登録請求の内容

- (1) 特許法第79条(2)及び第82条(1)の規定に従って登録することができるその他の行為又は法的取引の登録請求は、特定の規定が適用される動産譲渡抵当権を除き、登録すべき行為又は権利の性質に適正に適合させた本規則第77条に定められた要件及び条件を遵守する。購入選択権又は物権の設定の登録請求には、本規則第77条(2)(a)又は(b)に従って、証拠書類も添付しなければならない。
- (2) 破産財産管理、差押又はその他の強制執行措置の登録の場合は、権限を有する当局により提出される特許登録簿への登録の請求は、手数料の納付の対象とならない。特に、破産財産管理が同庁で登録されている場合は、関係する権利の消滅に向けた手続は、対応する司法

の許可が受領されるまで停止される。司法の許可が受領されたときは、関係する権利を訂正するために2月の期間が設けられる。

第81条 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及びその他の法的取引の登録の取消又は訂正の請求の内容

- (1) 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及び本規則第80条にいうその他の法的取引の登録は、公式テンプレートによる当事者の1の請求により、取り消され又は訂正される。
- (2) 取消又は訂正の請求は、次に掲げる表示を含む。
 - (a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った申請人の識別情報
 - (b) 代理人が指定されている場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
 - (c) 取消又は訂正を希望する手続の番号
 - (d) 取消又は一部訂正の場合に取り消す又は訂正する必要がある権利により影響を受ける出願又は特許の番号
 - (e) 取消又は訂正が請求されている権利の表示
 - (f) 申請人又はその代理人の署名
- (3) 本規則第77条(2)及び(3)の規定は、本条に定められた取消又は訂正の請求に、それらの実際の性質に従って適用される。

第82条 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及びその他の法的取引の登録並びにその取消又は訂正のための手続

- (1) 譲渡、名称又は住所の変更、ライセンス及び本規則第80条にいう法的取引の登録は、当事者の何れかが請求することができる。スペイン特許商標庁は、当該申請に番号及び日付を付し、提出の証拠となる対応する受領書を発行し、当該受領書は、提出の番号、場所、日及び時間を記述した提出された申請の写しから構成することができる。
- (2) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が本規則第77条から第80条までに定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について申請人に通知され、これを受けて申請人は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、登録請求について決定が下される。
- (3) スペイン特許商標庁は、登録請求又はその添付書類に含まれる表示の真実性について合理的な疑いを有する場合は、申請人に対し、当該表示の真実性の証拠書類を提出するよう要求することができる。通知には、当該情報の真実性について疑いがある理由を表示する。
- (4) スペイン特許商標庁は、特許法第3条又は民事若しくは商事上の規則の規定に従って、その所有者となることができない自然人又は法人への譲渡を登録しない。
- (5) スペイン特許商標庁は、登録請求を全部又は一部承認又は拒絶することを決定する。拒絶の場合は、その理由が表示される。下された決定は、「工業所有権公報」において公告される。
- (6) 前各項は、本規則第81条に定められた取消又は訂正の請求に適用される。
- (7) 動産譲渡抵当権が設定された場合は、これは、特定の規定が適用され、動産登録簿第4部に登録され、当該登録は特許登録所でのその登録のために特許登録所に通知される。これ

らの目的で、双方の登録は、そこで登録又は注記された負担を電子的に通信するように調整される。適切な調整のために、スペイン特許商標庁及び登記・公証人業総局は、電子通信の技術仕様及び条件が定められた協定を締結することができる。

第2章 完全ライセンスの供与の登録

第83条 完全ライセンスの供与の登録請求

(1) 特許法第88条に基づいて、ライセンシーの資格における関係当事者に対し、その特許の対象である発明の実施を許可することを希望する所有者は、請求をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。当該申請は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 完全ライセンスの供与の登録請求は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 特許所有者の識別情報

(b) 所有者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 供与を行おうとする特許出願番号

(d) 申請人又はその代理人の署名

(3) 申請が受領されたときは、行われた審査により何らかの不備又は瑕疵が明らかになった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由は特許所有者に通知され、これを受けて特許所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月の期間内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、登録請求について決定が下される。

(4) スペイン特許商標庁は、登録請求を承認又は拒絶することを決定する。拒絶の場合は、その理由が表示される。下された決定は、「工業所有権公報」において公告される。

第84条 完全ライセンスの供与の取下

(1) 完全ライセンスの供与を取り下げを希望する特許所有者は、請求をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。当該請求は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 特許所有者の識別情報

(b) 所有者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 供与の取下を希望する特許出願番号

(d) 申請人又はその代理人の署名

(2) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が前項に定められた要件を満たしているか否か及び特に、完全ライセンス制度の対象である発明の実施の申請が提出されているか否かを審査する。行われた審査により何らかの不備又は瑕疵が明らかになった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由は特許所有者に通知され、これを受けて特許所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月の期間内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、供与の取下の申請に関して決定され、取下の登録請求が承認又は拒絶される。拒絶の場合は、その理由が表示される。下された決定は、「工業所有権公報」において公告される。

(3) 完全ライセンスの供与の取下の登録の承認が公告されたときに、年次納付の減額を納付するための特許法第88条(3)に定められた期間が開始する。

第85条 完全ライセンスの取得の申請

(1) ライセンシーの資格における関係当事者であって、完全ライセンスの供与の対象となっ

ている発明を実施することを希望する者は、請求をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。当該請求は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従ったライセンス申請人の識別情報

(b) 関係当事者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 完全ライセンスを請求しようとする特許出願番号

(d) 行おうとする発明の実施の表示

(e) 申請人又はその代理人の署名

(2) 申請が受領されたときは、行われた審査により何らかの不備又は瑕疵が明らかになった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由は申請人に通知され、これを受けて申請人は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月の期間内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、完全ライセンスの取得の申請について決定が下される。

(3) スペイン特許商標庁は、障害がないと考える場合は、完全ライセンスの取得の申請を特許所有者及び許可の申請人に通知し、通知の受領から1月の期間が経過したときは、申請人は、申請に表示された態様で発明を実施することを許可される旨を示す。

(4) 前項に示された1月の期間内に、ライセンシーが支払う必要がある対価について当事者が合意に達しない場合は、当事者の何れかは、スペイン特許商標庁に対し、当該対価の適切な金額を決定するよう求めることができる。当該申請は、スペイン特許商標庁に提出するものとし、対応する手数料の納付を伴う。スペイン特許商標庁は、決定を下す前に、最初に両当事者を聴聞するものとし、ライセンシーが支払うべき対価の決定に関して助言する専門家の指定を請求するために、当該事件の事情にかんがみて最も適切と認める機関あてに書簡を送付することができる。当該決定は、当事者に通知される。

(5) 決定された金額が明確に不十分であることを示す事態が生じたか又は判明した場合は、当事者の何れかは、スペイン特許商標庁に対し、当該金額を訂正するよう求めることができる。当該申請は、スペイン特許商標庁に提出するものとし、対応する手数料の納付を伴う。スペイン特許商標庁は、決定を下す前に、最初に両当事者を聴聞するものとし、ライセンシーが支払うべき対価の決定に関して助言する専門家の指定を請求するために、当該事件の事情にかんがみて最も適切と認める機関あてに書簡を送付することができる。当該決定は、当事者に通知される。

第6部 強制ライセンス

第86条 強制ライセンスの申請

(1) 特許法第92条に基づいて何人も又は特許法第93条に基づいて後の特許の所有者は、強制ライセンスを請求することを希望するときは、公式テンプレートによる申請書をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。当該申請は、対応する手数料の納付を条件とし、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った申請人の識別情報
- (b) 関係当事者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
- (c) 強制ライセンス申請が言及する特許の出願番号及び特許所有者の識別
- (d) 強制ライセンスの付与を正当化することができる事情が存在することの証拠
- (e) 特許法第97条(2)に定められた場合を除き、契約ライセンスを取得するための先の試みの証拠書類
- (f) 取得を希望するライセンスの目的及び範囲並びに当該請求の基礎となる理由
- (g) 申請人が、特許発明の実質的、かつ、有効な実施を行う手段を有すること及び特許所有者がライセンスを付与するために合理的に要求することができる保証を提供することの確認を可能にする情報
- (h) 申請人又はその代理人の署名

(2) 特許法第94条及び第95条の規定の適用において、特許への強制ライセンス制度の適用を命じる場合は、スペイン特許商標庁は、その旨の記載を「工業所有権公報」において公告する。その時点以降に、強制ライセンスを申請することを希望する者は、前項に定められた要件に従って申請を提出しなければならない。

(3) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が前各項に定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について申請人に通知され、これを受けて申請人は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。そうでない場合は、強制ライセンスの付与は拒絶される。拒絶の決定は、両当事者に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

第87条 処理手続

(1) 審査により強制ライセンスの申請における瑕疵が明らかにならなかった場合又は当該瑕疵が適正に是正された場合は、スペイン特許商標庁は、強制ライセンスの申請に関して添付書類とともに特許所有者に通知し、これを受けて特許所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から1月の最長期間内に、適切と認める主張を提出することができ、かつ、該当する場合は、自己の主張を裏付ける証拠書類を提出することができる。

(2) 特許所有者が所定の期間内に応答しない場合は、スペイン特許商標庁は、強制ライセンスの付与の手続を進める。特許所有者が応答した場合は、スペイン特許商標庁は、両当事者により提出された主張及び証拠を評価する。

(3) 両当事者の請求により、スペイン特許商標庁は、一度に限り、当該事件の事情に照らして適切と考える期間、手続の処理を停止することができる。この期間は、6月を超えること

はできない。

(4) スペイン特許商標庁が強制ライセンスの付与を正当化する事情が存在すると考え、それにより、これを「工業所有権公報」において公告する場合は、特許法第 99 条(2)から(4)までの規定に従って手続を進める。そうでない場合は、強制ライセンスの付与は拒絶される。

(5) スペイン特許商標庁は、特許法第 99 条(2)に基づいて指名する必要がある専門家の指定を請求するために、当該事件の事情にかんがみて最も適切と認める機関あてに書簡を送付する。

(6) 強制ライセンスを付与する決定は、強制ライセンスの内容を定めなければならない。特に、当該決定は、ライセンスの範囲、料金、存続期間、ライセンシーが提供しなければならない保証、ライセンシーが実施を開始しなければならない時期及びライセンシーが本格的かつ、有効な態様で特許発明を実施するよう確保するその他の条項を定めなければならない。当該決定はまた、各当事者が支払う必要がある経費を定めるものとし、この経費は、当事者の請求により生じる。また、すべての経費の支払を当事者の 1 に課することができるが、ただし、その当事者が不注意又は不正で行動したと宣言された場合に限る。共通経費は、折半して支払う。

(7) ライセンスを付与する決定及びそれを拒絶する決定は何れも、両当事者に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

第 88 条 公衆衛生問題を有する国のための医薬品の製造に係る強制ライセンス

特許法第 96 条に定められた公衆衛生問題を有する国のための医薬品の製造に係る強制ライセンスの場合の申請及び処理手続には、2006 年 5 月 17 日に欧州議会及び理事会により発令された公衆衛生問題を有する国への輸出のための医薬製品の製造に係る特許に係る強制ライセンスの付与に関する規則(EC)No. 816/2006 の規定が適用される。

第7部 特許の失効

第1章 特許の実施の不履行又は不十分によるもの

第89条 特許法第108条(1)(d)に基づく実施の不履行又は不十分による失効

(1) 特許法第108条(1)(d)及び(4)に定められた行政上の失効手続の指示は、職権により又は関係当事者の請求により開始することができる。

(2) 失効の申立は、特許所有者及び登録された又は登録処理中のすべての強制ライセンスのライセンシーに通知され、これを受けて同人は、通知から2月以内に、自己の適時の主張を提出することができる。

(3) 前項に示された期間が経過したときは、スペイン特許商標庁は、特許法第99条に従った付与されたライセンスの内容、特に同条(4)及び(7)の規定に従ったライセンスの範囲及び実施に係るその他の関連条項又は実施の開始の遅延に関するものを考慮に入れて決定を下す。

(4) 最初の強制ライセンスの付与から2年が経過し、発明が実施されているとき又は実施がない場合において、特許法第98条に従って処理されている強制ライセンスの申請若しくはその他の付与された強制ライセンスが存在するときは、特許の失効に関して決定することはできず、この場合、付与され、かつ、その付与後2年以内に実施されていないすべての強制ライセンスが取り消される。特許法第108条(1)(d)の適用上、取り消された強制ライセンスは、付与されたすべての強制ライセンスが取り消され、かつ、強制ライセンスの申請に係属していない場合を除き、付与された最初の強制ライセンスとはみなされない。

第90条 特許法第108条(1)(e)に基づく実施の不履行又は不十分による失効

(1) 特許法第108条(1)(e)に定められた失効は、職権により又は関係当事者の請求により開始される対応する手続の指示を条件として宣言しなければならない。

(2) 特許所有者は、失効申立について通知され、これを受けて、通知から2月以内に、実施を限定した事情を正当化する主張及び証拠を提出することができる。

(3) 前項にいう期間が経過したときは、スペイン特許商標庁は、決定を下す。

第91条 終了

(1) スペイン特許商標庁が、特許法第108条(1)(d)又は第108条(1)(e)に従って、実施の不履行又は不十分による特許の失効を宣言した場合は、所有者及び該当する場合は、強制ライセンシー並びに特許に関して登録された何らかの権利の所有者に通知され、これは「工業所有権公報」において公告される。

(2) スペイン特許商標庁が、本規則第89条(4)に従って、実施されていない強制ライセンスを適正に取り消した場合は、当該決定は、特許所有者及び取り消された強制ライセンスのライセンシー並びに特許に関して登録された何らかの権利の所有者の双方に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

第2章 所有者による放棄によるもの

第92条 特許の全部又は一部の放棄

(1) 特許法第110条の規定に従った特許の放棄の請求は、スペイン特許商標庁に提出しなければならない。次に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 特許の全部又は一部の放棄が請求されている旨の表示
- (b) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った特許所有者の識別情報
- (c) 代理人が指定されている場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
- (d) 放棄が請求されている特許の出願番号
- (e) 一部放棄が請求されている場合は、放棄しようとするクレームの表示
- (f) 特許所有者又はその代理人の署名

(2) 特許法第110条(4)に従って、放棄の受諾のために、特許に関して登録された何らかの権利の所有者又は該当する場合は、特許に関する請求若しくは無効訴訟における請求人の同意が陳述されることが必要と認められる場合は、当該権利の所有者又は請求人により署名された当該放棄を受諾する宣言書を当該請求に添付しなければならない。

(3) スペイン特許商標庁は、放棄請求が特許法及び本規則に定められた要件及び条件を満たしているか否かを審査する。特に、一部放棄が請求された場合は、当該放棄が特許対象の拡張を伴わないことが確認される。不備がある場合は、処理は停止され、それらは所有者に通知され、これを受けて所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月の期間内に、当該通知に応答することができる。所定の期間内に、示された瑕疵が是正されない場合は、請求された放棄の登録は拒絶される。

(4) スペイン特許商標庁は、放棄の受諾の合意を「工業所有権公報」において公告する。全部放棄の場合は、特許は、特許法第108条(1)(b)に従って失効する。一部放棄の場合は、放棄の対象となったクレーム及び特許が存続しているクレームが明示される。後者の場合においては、特許所有者がクレームを適合させる新たな本文を提出した場合は、対応する手数料の納付を条件として、新たなパンフレットが公開され、当該パンフレットは、訂正された態様による付与の維持への言及を一部放棄の表示に置き換えた本規則第39条(9)にいう表示を含む。

第8部 国際条約の適用

第1章 欧州特許の付与に関する条約の適用

第93条 スペインにおける先の出願の優先権を主張しない欧州特許出願

(1) スペイン特許商標庁に提出される欧州特許出願であって、スペインにおける先の出願の優先権を主張せず、スペイン語以外の言語で記載されたものには、少なくとも名称及び要約書のスペイン語への翻訳文を添付しなければならない。この翻訳文が提出されていない場合は、出願人は、「工業所有権公報」における公告から1月の期間内に、翻訳文を提出するよう要求される。

(2) 特許法第34条及び第11部の適用において、スペイン特許商標庁は、欧州特許出願の対象である発明が国防の利益になり得ると考える場合は、出願人に対し、1月の期間内に、明細書及びクレームのスペイン語への翻訳文並びに該当する場合は、図面の写しを、図面が翻訳する必要がある表現を含まない場合であっても、提出するよう要求する。

(3) 書類が受領されたときは、当該書類は国防省に送付され、これを受けて国防省は、欧州特許の付与に関する欧州特許条約(1973年10月5日にミュンヘンで発布)の施行規則の規則37(1)(b)に定められた欧州特許出願を欧州特許庁に送付するための期間内に可能な限り速やかに、欧州特許出願の対象が国防の利益になり得るか否かに関する適正に理由を付した報告書を発行することができる。

(4) 国防省は、発明が国防の利益になると考える場合は、スペイン特許商標庁に対し、その秘密処理を命じ、かつ、出願人に適正に通知するよう求める。更に、前項に定められた所定の期間が経過する前に、スペイン特許商標庁は、欧州特許出願を送付しない旨を欧州特許庁に通知する。

第94条 公開された欧州特許出願の仮保護のための手続

(1) 特許法第154条にいう仮保護を取得するためには、欧州特許の出願人は、それをスペイン特許商標庁に請求しなければならない。当該申請は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 仮保護の申請は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った欧州特許の出願人の識別情報

(b) 出願人が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 仮保護が請求されている欧州特許の出願番号又は公開番号

(d) 欧州特許出願において言及された発明の名称であって、スペイン語に翻訳されたもの

(e) 出願人又はその代理人の署名

(3) 申請には、クレームのスペイン語への翻訳文並びに該当する場合は、図面の写し及び図面に含まれる表現の翻訳文を添付する。翻訳されたクレームの方式要件に関しては、これらは、本規則の付属に定める。

(4) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が前各項に定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について出願人に通知され、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又

は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、申請について決定が下される。

(5) 翻訳文の送付又は瑕疵の是正の日から1月以内に、仮保護を付与又は拒絶する通知が「工業所有権公報」において公告される。更に、該当する場合は、パンフレットが、クレーム及びもしあれば図面とともに公開される。

第95条 欧州特許の永続的保護のための手続

(1) 特許法第155条の規定に基づいて、かつ、同条(2)に定められた期間内に、スペインにおける永続的保護を取得することを希望する欧州特許の所有者は、付与された態様による欧州特許の翻訳文をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。永続的保護の申請は、関係する手数料の納付を要する。

(2) 永続的保護の申請は、次に掲げる事項を含まなければならない。

(a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った欧州特許所有者の識別情報

(b) 所有者が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報

(c) 永続的保護が請求されている欧州特許の出願番号又は公開番号

(d) 欧州特許において言及された発明の名称であって、スペイン語に翻訳されたもの

(e) 所有者又はその代理人の署名

(3) 申請には、欧州特許庁により付与され、訂正され又は限定された態様による欧州特許の完全なパンフレットのスペイン語への翻訳文を添付する。翻訳されたパンフレット(明細書、クレーム、図面及び該当する場合は、生物学的配列)の方式要件に関しては、これらは、本規則の付属に定める。

(4) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が前各項に定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について所有者に通知され、これを受けて所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、申請について決定が下される。

(5) 翻訳文の送付又は瑕疵の是正の日から1月以内に、永続的保護を付与又は拒絶する通知が「工業所有権公報」において公告される。該当する場合は、パンフレットが、要約書を除き、国内特許の場合と同一の条件に基づいて、同一の内容で公開される。

第96条 翻訳文の再検討

(1) 欧州特許の出願人又は所有者は、何時でも、特許の全法定存続期間を通じて、スペイン特許商標庁に先に提出した翻訳文を訂正することができる。

(2) 翻訳文の再検討の公開を請求するための手続は、前各条に定められたものとし、対応する手数料の納付を条件とする。

第97条 欧州特許庁によるパンフレットの訂正

欧州特許庁により公開されたパンフレットであって、出願人又は所有者がスペイン語への翻訳文をスペイン特許商標庁に提出したものに関しては、欧州特許庁が訂正を公開した場合

は、欧州特許の出願人又は所有者は、スペイン語に翻訳されたパンフレットの対応する訂正又は当該訂正はスペインにおいて効力を有する欧州特許に影響を及ぼさない旨の表示をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。出願人又は所有者が訂正の翻訳文を提出しない場合は、当該訂正はスペインにおいて効力を生じない。

第 98 条 欧州特許出願の変更

(1) 欧州特許出願は、スペイン特許商標庁が変更の請求を受領した日から、国内出願とみなされる。

(2) 変更の請求が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、その旨を出願人に通知し、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における公告から 2 月以内に、国内出願を提出し、関係する手数料を納付することができる。この時に、出願人は、発明の特許又は実用新案の何れによって保護することを希望するかを選択しなければならない。

(3) 特許出願又は実用新案には、特許法及び本規則に定められた要件及び手続が適用される。スペイン語への翻訳文に関しては、欧州特許出願の本文が欧州特許庁での手続の過程で訂正された場合は、出願人は、前項に定められた期間内に、付与手続の基礎とすることを希望する本文の翻訳文をスペイン特許商標庁に提出することができる。

(4) 欧州特許出願の変更による国内出願は、欧州特許庁により承認された出願日を維持する。

第2章 特許協力条約(PCT)の適用

第99条 受理官庁としてのスペイン特許商標庁

受理官庁としてのスペイン特許商標庁に提出された国際出願は、特許法第163条(3)に定められた送付手数料の納付を発生させる。当該手数料は、スペイン特許商標庁が国際出願を受領してから1月以内に納付しなければならない。手数料が納付されない場合は、PCT規則16の2の規定に従う。

第100条 公開された国際出願の仮保護のための手続

- (1) 特許法第170条(2)の適用上、国際出願がスペイン語以外の言語で公開された場合は、出願人は、仮保護をスペイン特許商標庁に請求しなければならない。当該申請は、関係する手数料の納付を要する。
- (2) 仮保護の申請は、次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った国際出願の請求当事者の識別情報
 - (b) 出願人が代理人を通じて行動している場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従った代理人の識別情報
 - (c) 仮保護が請求されている国際出願の出願番号又は公開番号
 - (d) 国際出願において言及された発明の名称であって、スペイン語に翻訳されたもの
 - (e) 出願人又はその代理人の署名
- (3) 申請には、国際出願のスペイン語への翻訳文並びに該当する場合は、図面の写し及び図面に含まれる表現の翻訳文を添付する。翻訳された書類の方式要件に関しては、これらは、本規則の付属に定める。
- (4) 申請が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、提出された書類が前各項に定められた要件を満たしているか否かを審査する。行われた審査の結果、何らかの不備又は瑕疵があった場合は、処理は停止され、認められた拒絶理由について所有者に通知され、これを受けて所有者は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、拒絶理由を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、申請について決定が下される。
- (5) 翻訳文の送付又は瑕疵の是正の日から1月以内に、仮保護を付与又は拒絶する通知が「工業所有権公報」において公告される。該当する場合は、パンフレットが、国内特許の場合と同一の条件に基づいて、同一の内容で公開される。

第101条 国内段階での国際出願の処理

- (1) 国内段階に移行するための期間は、特許法第169条(1)に定められているように、PCT第22条又は第39条に定められた期間とする。
- (2) 国内段階に移行するためには、出願人は、次に掲げる書類及び情報をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。
 - (a) 本規則第2条(2)(b)に示されたスペイン特許商標庁に対する国内段階に移行する国際出願である旨を表示した請求書
 - (b) 希望する保護形態：特許又は実用新案。各国際出願について1のみの保護形態を請求することができる。

(c) 本規則第2条(1)(b)の規定に従った出願人の識別情報及び該当する場合は、本規則第2条(2)(a)の規定に従ったその代理人の識別情報。出願人が国際出願日における国際出願の請求当事者と同一の主体でない場合は、譲渡書類を提供しなければならない。ただし、PCT規則92の2に従って出願人の主体の変更が生じた場合はこの限りでない。

(d) 国際出願において表示された優先権主張。出願人が優先権出願に記載された当事者と同一の主体でない場合は、先の出願の優先権を主張する出願人の権利の証拠を含む書類を提出しなければならない。この証拠書類は、国際出願PCTの請願がPCT規則4.17(iii)に係る宣言を含み、これが権限を有する受理官庁又は世界知的所有権機関の国際事務局により受理されている場合は、提出する必要はない。更に、優先権手数料を納付しなければならない。

(e) 最初に出願された態様による国際出願及び該当する場合は、PCT第19条又は第34条に基づいてなされた訂正のスペイン語への翻訳文。出願人は、国内段階に移行するときに、訂正をなすことを希望する場合は、当該訂正をスペイン語で提出し、国際段階で出願又は訂正された態様による国際出願PCTと、国内段階に移行するときになされた訂正との間の相違を表示した書類を添付しなければならない。当該書類には、これらの訂正の理由を表示し、スペイン特許商標庁における付与手続の基礎とすることを希望する明細書、クレーム及び該当する場合は、図面の各書類を明示しなければならない。

(3) 国内段階に移行するためには、出願人は、(1)に定められた期間内に、出願手数料及び該当する場合は、(2)(d)に定められた優先権料金を納付しなければならない。請求された保護形態が特許である場合は、出願人は、同一の期間内に、国内特許について定められた技術水準に関する報告を行うための手数料も納付しなければならない。

(4) スペイン特許商標庁が(1)及び(2)による何らかの不備を発見した場合は、これは出願人に通知され、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における停止の公告から2月以内に、主張を提出し又は発見された欠陥を是正することができ、そうでない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。取下の決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

(5) 前各項の要件の遵守が認められたときは、国際出願は、特許法及び本規則に従って、特許又は実用新案の国内出願と同様に処理される。

(6) 国内段階が開始したときは、(3)にいう手数料が支払われているか否かが確認される。手数料の不納又は不十分な納付が発見された場合は、出願人は、「工業所有権公報」における瑕疵の公告から1月以内に、納付を行うか又は補完するよう求められ、そうしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。取下の決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。

(7) (1)から(3)までに定められた瑕疵は、単一の通知によって一括して出願人に通知し、それらの是正のためにその通知から2月の共通期間を与え、そうしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる旨を示すことができる。

(8) PCT第17条(3)に従って、国際出願が発明の単一性要件を満たさないことから、1又は複数のクレームに関するものを除き国際調査報告書が作成されなかった場合は、スペイン特許商標庁は、国際調査に責任を負う機関により出願人に対して行われた追加手数料の納付の求めが正当化されたか否かを確認する。スペイン特許商標庁は、当該請求が正当化されたと考える場合は、発明の単一性要件を遵守しない出願について、特許法及び本規則の規定に従って行動する。他方で、スペイン特許商標庁が発明の単一性があったと考える場合は、調査

されていないクレームについて調査が行われ、技術水準に関する報告書及び見解書が発行される。

第9部 特許を受ける権利の主張

第102条 却下の判決の最終性及び手続の再開

手続を終結させる判決又は決定の最終性が通知され、それにより特許法第11条にいう主張が却下されたときは、スペイン特許商標庁は、主張の却下、手続の停止の解除及び付与手続の再開を「工業所有権公報」において公告する。

第103条 支持の判決の最終性及び権利を有する所有者の選択肢

(1) 手続を終結させる判決又は決定であって、特許法第11条にいう主張を支持するものの最終性が適正に通知され、かつ、特許がまだ付与されていないときは、原告は、当該最終判決から3月の期間内に、第11条(1)に定められた選択肢の1を選択する。原告がその選択を通知することなく3月の期間が経過したときは、特許出願は拒絶されたものとみなされる。この場合、スペイン特許商標庁は、(4)の規定を遵守する。

(2) 原告が出願人に代わり出願に係る手続を継続することを選択する場合は、次のとおりとする。

(a) 裁判官が付与手続の停止に関して決定していないときは、手続は、新たな出願人で対応する処理によって継続される。

(b) 裁判官が付与手続の停止に関して決定しているときは、停止は無効とされ、スペイン特許商標庁は、新たな出願人での対応する処理による付与手続の再開を「工業所有権公報」において公告する。

(3) 原告が同一発明について新たな特許出願をするを選択する場合は、新たな出願は、特許法第26条(3)の規定に従って、その対象が元の出願に既に含まれていた限り、元の出願の出願日を維持する。新たな出願の出願日から、元の出願は取り下げられたものとみなされる。

原告は、拒絶され、取り下げられ又は取り下げられたものとみなされた元の特許の出願を害することなく、新たな特許出願をするこの権利を維持する。

(4) 出願人が、出願を拒絶するよう求めることを選択する場合は、スペイン特許商標庁は、拒絶することを決定し、当該決定を「工業所有権公報」において公告する。

第104条 特許を取得する権利の一部承認

司法決定により原告が特許出願の共同所有者としてのみ特許を取得する権利を有する旨が宣言された場合は、特許法第11条並びに本規則第102条及び第103条が準用される。

第 10 部 手数料

第 105 条 特許法第 186 条(1)に定められた手数料の減額

(1) 自然人又は中小企業としての地位を有する企業主であつて、特許又は実用新案を出願する者は、スペイン特許商標庁に対し、特許法第 186 条に定められた手数料の減額を承認するよう求めなければならない。当該請求とともに、同人は、法律により認められるあらゆる手段により、出願人が 2013 年 9 月 27 日に制定された企業主及びその国際化に対する支援に関する法律第 14 号に定められた企業主の定義並びに 5 月 6 日に欧州委員会により発令された零細会社及び中小企業の定義に関する勧告 2003/361/EC により採択された中小企業の定義に合致することの証拠書類を提出しなければならない。

(2) 何らかの不備若しくは瑕疵が発見された場合又は何らかの書類が不足している場合は、認められた瑕疵は出願人に通知され、これを受けて出願人は、「工業所有権公報」における停止の公告から 2 月以内に、瑕疵を是正し又は自己の主張を提出することができる。この期間が経過したときは、手数料の減額を受ける権利の承認に係る申請について決定が下される。

(3) 決定が下された場合は、特許又は実用新案の手続の予備処理が行われ、出願人は納付すべき手数料の 50%を納付する必要がある、スペイン特許商標庁は行われた納付を注記する。

(4) 手数料の減額を受ける権利の承認に係る決定は、出願人に通知され、「工業所有権公報」において公告される。拒絶の場合は、納付すべき手数料の全額を納付するために 10 日の期間が与えられ、そうしない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

(5) 権利を承認する決定の場合は、手続は処理され、各行政行為において発生し、経時的に納付されている金額が適正に記録される。

第 106 条 公立大学に対する手数料の補助

(1) 公立大学が特許法第 10 追加規定(2)にいう手数料の 100%の補助金から利益を得ることを希望する場合は、当該払戻をスペイン特許商標庁に請求する。

(2) 払戻の申請のための手続及び条件は、2003 年 12 月 17 日に制定された一般租税に関する法律第 58 号第 124 条以降の各条及びその施行規則に定められたものとする。更に、払戻の申請とともに、申請人は、料金の払戻が請求されている特許、実用新案又は補充的保護証明書若しくはその延長の対象である発明が実質的、かつ、有効な態様で経済的に実施されていることを証明しなければならない。証拠手段は、法律において認められたものとする。

(3) 払戻を受ける権利の承認後に納付を要する手数料は、特許法第 10 追加規定(1)の規定に従って、100%の補助金の請求を害することなく、50%の割合で支払わなければならない。これを踏まえて、納付の払戻は、前項に定められた態様により、特許、実用新案又は補充的保護証明書若しくはその延長の対象である発明がなお実施されている旨の所有者による遵守陳述書を提出する。

第 11 部 スペイン特許商標庁に対する代理

第 107 条 発明に関連する代理

特許法第 175 条(2)の規定を除き、何人も、スペイン特許商標庁に対して代理人を立てるよう要求されない。ただし、スペイン特許商標庁での手続の当事者であって、自己のために行動し、かつ、住所又は登記上の営業所をスペインに有さない者は、通知の目的で、スペインにおける郵便宛先を指定し又は同庁が自由に利用できるその他の技術的通信手段によりその者あてに通知を送付すべき旨を表示しなければならない。

第 108 条 発明における代理権の証明

(1) 次に掲げる場合を除き、委任状を提出することを要しない。

(a) 代理人の行動する権利について合理的な疑いがある場合

(b) 指名が行われる場合又は特許、実用新案の出願若しくは補充的保護証明書若しくはその延長の申請において出願日若しくは申請日に表示されていない代理人により書類が提出される場合

(c) 譲渡、名称の変更、ライセンス又はその他の法的取引の登録が請求される場合

(d) 放棄の登録が請求される場合、取下、限定又は取消が請求される場合

(e) 実用新案出願又は特許の付与に対する異議申立が提出される場合

(2) 代理権を証明する必要がある場合は、代理人は、関係当事者により署名されたその者を手続に含めるための対応する委任状をスペイン特許商標庁に提出しなければならない。委任状は、委任状において特定された 1 若しくは複数の出願又は 1 若しくは複数の登録について付与することができる。代理人に対し、本人に関する発明の特許、実用新案、補充的保護証明書又はその延長に係るあらゆる手続に関して行動する権限を付与する、包括委任状を提出することができる。

(3) 代理人の指定がスペイン特許商標庁に通知された場合は、対応する委任状を、当該通知から 2 月以内又は「工業所有権公報」における当該通知の公告から 2 月以内の何れか遅く満了する期間に提出しなければならない。委任状が上記の所定の期間内に提出されない場合は、手続は、代理された当事者で継続される。認定されていない代理人により行われた行為は、特許、実用新案の出願又は補充的保護証明書若しくはその延長の申請の提出を除き、上に定められた期間内に代理された当事者により確認されない場合は、行われなかったものとみなされる。これはすべて、(1)の規定を害しない。

(4) 何らかの理由により、受任者でなくなった代理人は、スペイン特許商標庁又は権限を有する機関がその代理権の終了を通知するまでは、引き続き受任者とみなされる。

(5) 委任状に別段の記述がない限り、本人の死亡によるその消滅は、その者の相続人による新たな委任状の付与若しくは新たな受任者の指定又は相続人本人の出頭までは、受任者がスペイン特許商標庁において、本人の出願及び登録を保持、防御及び維持する行為であって不可欠と認められるものを行うことを妨げない。

第 109 条 適性試験

(1) 特許法第 177 条(1)(e)にいう適性試験を行うためには、スペイン特許商標庁長官は、対応する開催の公示を毎年行うものとし、適正に正当化された理由により、当該期間を最大 2

年に延長することができる。

(2) 開催のための指針は、次に掲げる指針に従って、試験を受けるための手続並びにその実施及び評価の手続を規制する。

(a) 適性試験は、志願者が特許法第 176 条(1)に定義された専門活動を遂行するために必要な知識を有するか否か、特に、志願者が、工業所有権を規制し、それに影響を及ぼす国内及び国際基準に関する十分に広範な知識を有するか否か並びに外国語の知識を含め、専門職業の実践の間に工業所有権代理人に通常与えられる条件に基づいて当該知識を応用するための当該知識の取扱に精通しているか否かを確認することを目的とする。

(b) 試験は、理論、実務及び外国語の試験から構成されるものとし、開催の告示とともに公開される計画に基づいて、これらの各試験のすべてに個人ごとに合格しなければならない。

(3) 認定委員会は、開催の告示において指定され、5 名以上の奇数の構成員から構成され、代替構成員も指定される。同委員会の構成員は、特許法第 177 条(1)(d)において要求される資格と同等以上の資格を有する工業所有権の専門家の中から指定される。同委員会は、開催指針に従って、選抜試験の評価に責任を負う。各開催の告示は、工業所有権に関連するモジュール、主題又は能力を含む大学の修士号を取得していることの証明により、適性試験の対応する理論試験において得られる評価を、対応する課題に合格した志願者について理論試験に割り当てられる可能な最高得点の 25%増加させる旨を定めることができる。

(4) 認定委員会は、適性試験に合格した志願者の一覧についてスペイン特許商標庁長官に通知する。スペイン特許商標庁長官は、承認された志願者の一覧の適切な公告を行い、特許法第 177 条(1)(e)に定められた要件の証拠となる対応する適性証明書を発行する。

第 110 条 専門活動の実践及び工業所有権代理人の特別登録

(1) 工業所有権代理人としての活動の実践を開始するためには、遵守陳述書であって、関係当事者が、自己の責任の下で、特許法第 177 条に定められた要件を満たしている旨、認証書類を有する旨、自己が同法第 178 条に定められた不適合性の何れにも該当しないと認める旨及び特許法第 180 条に定められた状況の何れかにより当該活動を停止しない限り、それらの遵守を維持することを約束する旨を陳述したものが、最初にスペイン特許商標庁に提出されていることを要する。

(2) 遵守陳述書は、その提出時から、全国領域において、かつ、無期限に活動を実践する権利を付与する。遵守陳述書が受領されたときは、スペイン特許商標庁は、職権により、工業所有権代理人の特別登録簿への工業所有権代理人の登録の手続を適正に進める。遵守陳述書が何らかの欠陥を有する場合は、スペイン特許商標庁は、関係当事者に対し、10 日以内に、欠陥を是正するよう求め、そうしない場合は、遵守陳述書は提出されなかったものとみなされる旨を示す。

(3) 要件の遵守の証拠書類の提出は、遵守陳述書とともに要求することはできない。ただし、この書類は、要求されたときにスペイン特許商標庁への提出が可能でなければならない。

有効な規則により定められた要件の遵守を証明する目的で、2009 年 11 月 23 日に制定された役務活動の自由利用可能性及びその実践に関する法律第 17 号第 17 条(2)に定められた条件に基づいて、当該要件が満たされていることを証明する他の欧州加盟国からの書類が受理される。

第 111 条 専門職団体の登録及び工業所有権代理人の特別登録簿

(1) 特許法第 176 条の適用上、法人がスペイン特許商標庁の代理人の特別登録簿への登録を取得することができるためには、法人が提出する遵守陳述書は、次に掲げる情報を含まなければならない。

(a) 法人の名称、税務識別番号、登記上の営業所、通知の目的の宛先、法人が専門職団体として登録されていることに関する記載及び業務に従事する工業所有権代理人であるパートナーの情報

(b) 登録請求の提出は、対応する料金の納付を伴い、専門職団体を代表する権利を有する者が署名しなければならない。

(2) スペイン特許商標庁は、何れかの要件が不足していることを発見した場合は、その旨を登録申請人に通知し、その是正のために 10 日の期間を与え、そうでない場合は、登録請求は取り下げられたものとみなされる旨を示す。

(3) 適時の登録の目的で、専門職団体は、工業所有権代理人であるそのパートナーの地位及びその法人名称に対して行われた変更についてスペイン特許商標庁に通知する。

第 112 条 代理人の従業者及び補助職員

(1) スペイン特許商標庁に対する手続において、代理人は、自然人であるか又は法人であるかを問わず、従業者又は補助職員を使用することができ、それらの者は、当該代理人の管理、監視及び責任の下で、料金の納付、書類の提出、公式通知を受け取るための出頭、権利その他類似のもの取下であって、そのために対応する許可を提出すべきもの及び対応する料金の納付の証明など、その管理に特有の重要な業務を行う。

(2) 代理人の従業者又は補助職員となるためには、その者は、成人でなければならない。このために定められた不適合性の何れにも該当してはならない。

代理人は、その従業者又は補助職員に与えられた許可の目的の訂正又は完了について同庁に通知する。

第 113 条 欧州連合において役務を提供する自由

他の欧州連合加盟国に居住する工業所有権代理人であって、スペインにおいて一時的に役務を提供する者は、2008 年 11 月 8 日に制定された国王令第 1837 号により承認された専門職業の就業及び実践に関する基準を遵守しなければならない。同国王令により、専門資格の承認に係る 9 月 7 日の欧州議会及び理事会により発令された指令 2005/36/EC 及び 2006 年 11 月 20 日の理事会の指令 2006/100/EC 並びに弁護士の特許職業の実践の一定の側面及びその施行規則がスペイン法制に組み込まれる。当該工業所有権代理人は、スペイン特許商標庁により承認されたテンプレートに従って事前の宣言を提出する必要がある。一時的な役務の提供が継続される場合は、当該宣言を毎年更新しなければならない。

第 114 条 代理権の委譲

(1) 工業所有権代理人は、自己の代理権を他の工業所有権代理人に委譲することができるが、この場合、当該工業所有権代理人は、常に「工業所有権代理人……氏による」という署名者の識別を使用し、双方の登録簿への登録番号を記述しなければならない。本項の規定に

従って、代わりの者が参加する手続において、その者の責任は、代替された工業所有権代理人の責任とともに影響を受ける。

(2) 工業所有権代理人は、委譲によって、自己が当事者である手続に、利害関係が異なるその他の代理権を伴い参加することはできない。これが行われた場合は、手続は停止されたものと宣言され、被代理人は直接通知され、出頭し又は該当する場合は、自己を代理する他の工業所有権代理人を指名するために15日の期間を与えられる。

(3) 前各項に定められたすべての規定は、委譲の間に、工業所有権代理人の特別登録簿に登録された法人が参加する場合に適用される。

第115条 工業所有権の継続的研修

スペイン特許商標庁は、工業所有権に係る事項の講習を、この分野における継続的研修を行うために、定期的に開催することができる。